

な乱開発をまず規制していく、というのが趣旨のものでございます。したがいまして、従来こういつた森林は公益的な機能、いま申し上げたようなないとある程度果たしてきておったのでござります。したがいまして、こういったような森林を、公共の福祉という観点から見ますと、当然これは権利に内在するものであると、したがいまして、こういったような地域につきましては、開発する場合に当然これは開発者の、そういった保全をはかつての限度で開発をするということは責任あるものであるというふうな観点に立つものでございます。したがいまして、この不許可处分につきましても、この処分を受けた者に対しましては補償等の措置を講ずる必要はないというふうに判断したものでござります。

なお、御参考までに申し上げますけれども、このような例は、たとえば農地法でございます四条、五条に規定いたしておりますが、農地の転用許可制それから都市計画法の二十九条にござりますが、市街化区域または調整区域内の一定規模以上 の開発の許可制、それから宅地造成等規制法の第八条にございます宅地造成工事規制区域内における造成工事の許可制、このいまあげました三つの条例の場合におきましてもやはり補償制度はないのですござります。したがいまして、いま申し上げましたような趣旨の中で、指導行政におきましてこれをお徹底させてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○片山正英君 全面積 森林のはほとんど大部分に對して補償するというのはなかなかそれは困難なことかもしれませんし、また、ただいまおっしゃったような理由もいろいろあると思います。ただ、私ちょっとと考えますと、外国でもやはりこういう動きがございまして、そしてある程度の私権を制約するという場合にやはり補償問題がいろいろ議論になつて、いるようでございます、同じように。だから、そういう意味でやはり今後の問題点にあるんじやないかとこう思いますけれども、もしそういう場合に補償しなくちゃならないと、強制的

はなかなか無理だという場合には、保安林制度にてこれを見直すと、場合によつては保安林にして補償すると、場合によつたらですな。そういうことは考えられるのかどうか。補償は全然しないといふことを言い切れるのかどうかというような気もするもんですから、その点、御検討のことだらうと思ひますが、ちょっと触れて御回答いただきたいと思います。

○政府委員(福田省一君)　ただいま御意見ございましたように、これはどうしても補償しなきやならぬという場合も出てくると思います。また、その前提として相当きつい規制をしなきやならぬといふ場合には、やはり保安林の制度の中でこれを実施してまいりたいと思つております。なお、ただいま申し上げましたのは、未来永劫これはもう補償措置は絶対とらないんだというふうには考えておりませんで、やはり先生御心配になるような問題も今後においては出てくる可能性も十分あると考えますので、そういう面につきましての検討は今後も十分してまいりたいと思つております。

○片山正英君　一つばかりやつているとだいぶ長くかかりますが、大体わかりました。了解いたしました。

今度は第二番目でございますが、開発の許可基準というのがございます。しかし、その内容を見ますとたいへんばく然としたておるわけでござります。そうしてその権限を都道府県知事にまかしておるわけでございますが、許可の基準の内容が非常にばく然としたものである。そうして、それを都道府県知事にまかしておるということになりますと、必然的に知事の恣意的な運用というものが出てんじやないか。その知事に対しても恣意的な運用をまかしていいのかどうか。もしこれをやはりある程度の基準をつくって、その中でやるならば、私はその運用の具体的な内容をお聞きしたい。したがつて、知事の恣意性がいいのかどう

○政府委員(福田省一君) 先ほどもちょっとと触れましたけれども、法律ではきわめてばく然と三つの条件を示しておるわけでござります。一つは災実の防止、一つは水の確保の問題、一つは環境保全の問題、この三点につきまして一定の基準を設けて、それに合わないような、他に影響を与えるような開発行為はこれで規制するということにしてあるわけでござりますが、さてこれを具体的にきめるということは全国非常に条件の違う森林を一律に法律で規制するというのは困難でござりますので、一応これは一つの指導通達の形で、その内容につきましては具体的に基準を定めるつもりで、まあ具体的に申し上げますと、一つは災害防止につきましては、過去の災害の実績や地形、地質などの自然的条件から見た森林の機能と、それからもう一点は、土砂の切り取りの方法や盛り土の方法等の行為の態様についても具体的に見ることでござります。

次に、水の問題につきましては、水の水源涵養の機能に依存する地域におきます住民の生活、それから産業にとって社会通念上一般に必要とされる水量と水質とが確保されるということを旨としまして、まず一つは、開発行為が行なわれる森林が現に持つておる水源の涵養機能、それからこれに依存する地域への供給関係の実態と、次には、この森林の機能に依存する地域の実態、特に集落の状態、それから水需要の動向、それから水の、ほかの水源の有無と、その次には開発計画に伴つて計画されておる水確保のための施設、それから工事。そういうものの措置の内容についても具体的に見ると、ということにしておるのでござります。

その次に、環境保全の問題につきましては、今後環境をめぐるいろいろな研究の成果等を踏まえまして具体的な基準を定める必要があるのでございますが、これまでの環境破壊は、開発をする者をお伺いします。

が他人の森林が周辺に残存していることを、森林が周辺に残存しているのだということを理由に、その持っている森林を全部開発したというふうなことが多かったのでござります。で、森林の持つてあります環境保全機能というのは、森林以外のもので代替することがむずかしいということを考えますといふと、開発行為を行なうすべての者が一定の割合の森林を残すようになることが必要だと考えております。このような森林の残存率及び環境の種類であるとか、開発の目的と方法とか、地域の土地利用の状況等、こういった一定の基準を定めることを考えるのでござります。

なお、具体的には、たとえば栃木県、千葉県、三重県等におきましては、この中で三〇%ないしは四〇%の残存林地を確保することをきめておるような実例もあるのでござりますが、こういったような基準に基づきまして都道府県知事が地域の実情等十分考慮して運用していくふうに指導してまいりたいと考えておるのでござります。で、この点につきましては、現在さらに細部を詰めておるのでございますけれども、できるだけまことに考えておるのをめざしてまいりたいとうふうに考えておるのでござります。

○片山正英君 具体的内容の指導をやるという基本的態度のよう伺つたわけですが、これは長官通達ですか、それとも何か政令みたいなことになりますか。

○政府委員(福田省一君) ただいまのところでは次官通達の形で出したいというふうに考えておりま

す。開発の許可は知事である。しかし、開発の行為に非常に影響を受けるのは市町村である。直接影響を受ける行政体は市町村である。こう思いました。そのときの開発許可の運用のために市町村長の位置づけというのはどのようにお考えですか、お伺いいたします。

○片山正英君 私はやはり、いま先生おっしゃつたように、酸素の問題とか、あるいは水の問題とか、あるいは最近国民が非常に山に親しむ、そして健康を保持するための保健休養林とか、レクリエーションの場とか、こういうものを非常に求めているわけでございます。

いま水の問題に触れましたから、ちょっと私の意見も交えて申し上げたいんですけれども、建設省の発表あたりで見ますと、たしか七百億トンから八百億トン、いま日本で水を使われておるところが、あと十年か、十五年先には、「三百億トン不足するんじやないか、日本において。というようなことすら言われております。したがって、水の問題というのは、非常に重要な問題だと思します。その重要な問題に関与をしているのが、ほんならぬ林野庁であろうと思うわけでございますから、そういう面で、水の問題に対する林野庁の態度といふものは、もつともっと積極的でなければならない。

いまの流域別を、せっかく今回分けるわけですから、ある流域では非常に水がある、まだまだ使い切れない水があると。ある流域では、もう枯渇寸前、そういうところがある。これが私は明瞭になつてくると思います。そういう場合に、その枯渇寸前にある山と、それからそうでない山と、こういふものを比較したときに、——ちょっとと話が飛びますが、保安林制度といふものが、それを維持する一つの機構であろうと思ひますけれども、どうも保安林といふのは、ただ山にしておけばいいんだと、こういう自然放任主義のきらいがなきにしもあらずで、そういう点があるわけでござりますから、私はもつともっと投資していくべきだ。水を確保するための保安林に対しては、もつともと山をよくするために、投資こそ水を確保する根源でございます。そういう投資をどんどんしていかなければならぬ、こういうふうに思うわけでございます。

したがって、せっかく流域帯にこういうふうにつくられるわけでございますから、今後の水事情、

そういうものに対しても、林野庁がまつこうから取り組んで、その解決をはかる。こういうような意気込みで、この流域帯の運用をはかつていただきたいと、こう希望する次第でございます。お答えはけつこうです。そのようにお願いをいたしたいと思います。

それから次に、施業計画の改正の第二番目は、森林計画制度は、属地的な森林の整備を目標にする、こういうふうにいわれております。今まで所有者単位に一つの計画制度をつくって、恩典を与えておったというのを、属地的にやると、こういうところに改正の骨子があるよう思いました。したがって、属地的具体的な形はどのよう示されようとするのか。その点の大綱だけをお伺いいたします。

○政府委員(福田省一君) 全国森林計画につきましては、流域ごとに国有林と民有林を一体として、森林の整備の目標を示すことにしておりましたが、具体的には、森林の機能と、それから社会的要請に関連する自然的な経済的な条件を調査しまして、それによって、さらに流域内を幾つかに地帯区分した上で、期待される森林の機能を向上させるため、理想的な森林のあり方、つまり具体的に申し上げますと、樹種とかあるいは森林の構成とか伐期齢とか、あるいは期待するその径級とか、期待するその蓄積、こういったものを定めることとしたのでございます。

○片山正英君 大体三十ヘクタールというようなお話をでしたが、その場合の蓄積ということをちょっと触れておられましたね。伐期齢、樹種のほかに蓄積ということは、その三十ヘクタール単位にある程度の蓄積は維持しなければならない、こういう思想ですか、考え方ですか。

○政府委員(福田省一君) 一つの目標とする樹種ごとにあるいはその地帯によって違いますけれども、標準とする蓄積は一応目標を示したいと考えております。

○片山正英君 それからもう一点お伺いしますのは、かつて属地的な施業計画をつくって知事の認可を得た場合には、所得税の二割天引き控除あるいはかさ上げと申しますが、そういう恩典があつたわけでございますが、今回属地的な森林整備を知事の認可を得た場合には同じ適用になりますか。

○政府委員(福田省一君) 属地的の適用いたしました場合も、属人的一と結論だけ申し上げます

地的にまとめまして、いま申し上げたような方法で、計画制度を改善してまいりたいというふうに考へているところでございます。

○片山正英君 属地的というのは面積などのくらいですか、それから属地の面積及び保全ということは属地の中で考えるんですか、それとも考えないんですか、その点ちょっと……。

○政府委員(福田省一君) 属地と申します単位はおよそ三十ヘクタールと考えておるんでございます。これはたぶん先生も外国の事例等をこちらになつたら、御承知かと思ひますけれども、ドイツあたりでは五十ヘクタールということが一つの基準になつておりますが、あちらのほうと違つて、日本の場合は、相当地形等あるいは気象条件等を考慮しなければなりませんので、まとまりの単位としてはその場所によって違いますけれども、およそ三十ヘクタールが一つの経営単位であるといふふうに目標を設定しております。

○政府委員(福田省一君) 土地の保全に関する事項としては、土地をいじります場合には、保安林等におきましては、従来知事の許可を受けなきやうふうに目標を設定しております。

○片山正英君 大体三十ヘクタールといふふうなお話をでしたが、その場合の蓄積ということをちょっと触れておられましたね。伐期齢、樹種のほかに蓄積ということは、その三十ヘクタール単位にある程度の蓄積は維持しなければならない、こういう思想ですか、考え方ですか。

○政府委員(福田省一君) 一つの目標とする樹種ごとにあるいはその地帯によって違いますけれども、標準とする蓄積は一応目標を示したいと考えております。

○片山正英君 それからもう一点お伺いしますのは、かつて属地的な施業計画をつくって知事の認可を得た場合には、所得税の二割天引き控除あるいはかさ上げと申しますが、そういう恩典があつたわけでございますが、今回属地的な森林整備を知事の認可を得た場合には同じ適用になりますか。

○政府委員(福田省一君) 属地的の適用いたしました場合も、属人的一と結論だけ申し上げます

と同じようにいたしたいと考えておるところでござります。

○片山正英君 それから次は、森林計画制度の中にもともと森林計画というのは、森林の保全を無視して立てられるべきものじゃなくて、森林計画は森林の保全を前提として立てられるというふうに私は今まで理解をしておつたわけですが、私はもともと森林計画というのは、森林の保全を無視して立てられるべきものじゃなくて、森林計画は森林の保全を前提として立てられるというふうに理由でございます。そして具体的な内容は何をやろうとするんですかお伺いをいたします。

○政府委員(福田省一君) 土地の保全に関する事項としては、土地をいじります場合には、保安林等におきましては、従来知事の許可を受けなきやうふうに規定があつたのでございますが、一般的に森林につきましては、そういうような事項はなかつたわけでございます。この森林計画の計画事項といたしまして、土地の保全に関する事項を特に追加することにいたしましたのは、森林の持っております国土の保全、それから水質源の涵養、そういう機能を確保するためには、森林計画におきまして、立木の伐採方法とか、更新方法、そういう森林施業の面に重点を置くのはもちろんではござりますけれども、森林の開発についても、森林の現に持つてあります機能に十分留意した開発方法を順守させることが、近年の森林開発の実情から見て重要なことであるというふうに考えたからでございます。

○片山正英君 この計画事項の内容としましては、全国森林計画につきましては、一つは土砂の切り取り、それから盛り土、それから擁壁、そういうものの設置など、森林の開発行為にあたつて順守すべき一般的な事項などを明らかにすることにいたしました。

○政府委員(福田省一君) それから次に地形とか、それから地質、その他

ら水資源の涵養の上で重要な森林の条件など、地域森林計画の樹根または表土の保全、その他森林の土地の保全に関する事項¹⁾ということを定めまして、その基準を明らかにすることとしたのでござります。

その次に、地域森林計画では、これらの全国森林林計画でさしきめました事項を踏まえまして、国土の保全、それから水資源の涵養上重要な森林を属地的にきめまして、これらの森林におきまして、砂の切り取り、盛り土、擁壁の設置個所、それから開発行為が行なわれる場合に、それに配慮すべく事項を具体的に明らかにすることとしたのでござります。

○片山正英君 ちよつとわかりかねたんで、もう一度質問するんですが、これは土地の保全——いわゆる森林から森林以外のものに、たとえば極端な話を言つちや申しあげありませんが、ゴルフ場にするとか、そういう森林以外のものにするときには、しかし、やはり土地の保全は考えなければならぬ。森林以外のものになつたから土地の保全を考える必要はない、というわけじゃないですか。やはりその中においても考え方をちやいかぬ。こういう意味のためにあらためてやつたと、こういうんじゃないんですか、違うんですか、お伺いします。

○政府委員(平松甲子雄君) ただいま先生御指摘の、従来森林計画において、ともすれば森林の木材生産機能といふものに重点を置いて定められておつたということでござりますけれども、先ほど来先生御指摘のように、森林の公益的機能、その中に国土保全の機能が非常に大きいということをございますので、国土保全の機能を發揮させるためにどうしたらいいか、ということについて森林計画の中にうたつていく、と同時に、地域森林計画において国土保全の基準といふものを示すということにいたしまして、具体的に開発規制をする場合の、知事の判断の基準というものが示され

○片山正英君 そうすると、さつき私が言つたことじやなしに、当然森林計画として考えるべきことではあるけれども、それを法的にもつと明確にするためにこれをつくつたと、こう解釈していくわけですか。

○政府委員(福田省一君) 御趣旨のとおりでござります。

○片山正英君 わかりました。それでは、次に、森林組合についてちょっとお伺いします。

今度森林組合に対して答申に即した、それに合致した改正が行なわれた。まことに、組合員の方々はもとよりたいへん期待する法律だと思います。しかし、そういう森林組合を改正し、森林組合を強化する、こういう方向であると思いますが、それを裏づけると申しますか、ささえるものとして、やはり金融とか税制、こういうものが大きく私はあずかつて力がある、やり方によつて。そう思います。したがつて、金融、税制を今度の改正との関連においてどのように配慮されておるのか、その点をお伺いいたします。

○政府委員(福田省一君) 最近におきますきびしい森林、それから林業事情の中で、森林組合に対する期待はますます大きくなつておるんでございまが、その役割りを十分に果たしますように、現在でも法人税率が軽減されておるわけでござります。たとえば一般の場合は二八ないし三六・七五%と、こうなつております。これに対しまして、この場合は二三%というふうになるわけでござります。税制の面でかなりの特例が認められておるまゝりたいと考えております。

今回森林組合につきまして、事業範囲の拡大、それから合併の促進等をはかるため、これをより効果的に推進することができるように、税制や金融の面でもいま申し上げるような措置を講じてまいりたいと考えております。

第一点は、森林組合の森林經營事業の新設等に伴いまして、森林組合などが、森林組合等の法人も、農林漁業金融公庫が融資する林地取得資金を借り入れることができるということでござります。

二点は、現在御審議願つています改正法案が成立を見ました場合には、森林組合の林地供給事業などの新設事業について、登録免許税その他税制上の優遇措置を講ずるよう検討いたしております。

第三点は、森林組合がその組合員の労働力を利用して行なう加工事業、たとえば山村工業であります、こういったものにつきましては、農村地域工業導入促進法によりまして、所要の税制、金融上の措置が講じられておりますので、その活用をはかるというふうに考えております。

第四点としまして、森林組合合併助成法の適用期間の延長に伴いまして、税制特別措置法、それから地方税法のきめるところによりまして、合併組合の清算所得につきましての課税の繰り延べ、そういうふた措置を適用することとしたしております。

なお、さらに今回の改正法案には、国それから都道府県は、組合及び連合会の健全な運営と発達につきまして必要な配慮をすべき旨が定められておるわけでございます。で、その趣旨を踏まえまして、今後とも税制や金融の面から、森林組合の強化と事業の発展に一そぞ資するように施策の推進につとめてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○片山正英君 少し事務的な御質問ばかりしておるのでですが、あと一、二点やつてみたいと思います。

森林組合というのは、御承知のとおり大体市町村単位に運営されておる。場合によつては、市町村の吏員が森林組合の仕事をだいぶ手伝つておる。これが実態だと思います。で、今回広域合併、これを推進することは時代の流れだとは思いますが、市町村単位じゃなしに、もつともっと広い単

位で森林組合を育成して、そして力強くやつていいこと、こういうことは思想的には非常に理解するところがございます。しかし、片や、いま言ったように市町村単位に現在運用されており、市町村を離れてはなかなかよたよたして、なつていいかないという一面が森林組合には残念ながらあるようになります。したがって、それらの市町村単位である現状と、さらに合併して大きくしていこうという、そういう方向との中で、どのように調整してそれを持っていくのか、この点を実態論としてお伺いします。

○政府委員(福田省一君) 森林組合が地域の実態に即した適切なサービスを組合員に提供するためには、基礎的な行政主体でありますところの市町村と常に密接な連携を保つ必要があることは言うまでもございません。したがいまして、森林組合の広域合併を推進するにあたりましても、計画の樹立や、それを実行する各段階に關係市町村の積極的な参加を求めて、この過程で關係市町村の意向を十分取り入れた合併が行なわれるようになりますとともに、合併したあとにおきましても、組合の運営上も關係市町村との緊密な連携が保たれるよう特に指導してまいりたいというふうに考えております。

○片山正英君 一点、ちょっとその点気になるのですが、現在広域合併した、市町村単位じゃなく、それ以上に合併した森林組合の運営状況はうまくいっていますが、ちょっと一点お伺いします。

○政府委員(福田省一君) 大体おおむねうまくいっておりますというふうに考えております。——もう一べん申し上げますけれども、大体よくいっていると考えております。

○片山正英君 それでは最後にひとつ、森林組合の縮めくくりを、できれば政務次官おいででもござりますから、その点お伺いしたいと思います。

今回の改正は、先ほど私申し上げましたように、学識経験者による一つの研究会の答申、その答申に即して改正が行なわれた、こういうことだと思

います。ところが、その森林組合の学識経験者によるいろいろな討議の中では、信用問題、あるいは森林災害共済の問題、あるいは、この前われわれ委員が静岡に出張をいたして、森林組合の実態をつぶさに見る機会をいたしたわけでございましたが、その際には、森林組合というのは、単なる森林業ということをやるよりも、その地域の、いわゆるほとんど山ですから、地域のない手として、その地域の事業は大体森林組合にやらせる。たとえば砂利採取なんというのは、その地域において当然起り得る問題である。そういう砂利採取とか、いろいろいわゆる地域ぐるみの事業体として森林組合を育成してもらう、こういうことこそほんとうに森林組合が今後力強くやっていく基盤じゃないだろかという発言が、たしか、私は静岡に行ったときの森林組合の組合長はじめの要望であったような気がいたします。私もそのように思ひます。

それと、信用問題とか、災害共済問題、これは今後重大な問題だと思いますが、答申においては、これは今後の研究課題にはつきり書いてあります。いまこれをやれと言つたって、それは無理だということで、答申にはつきり書いてありますから、現在の答申のまず解決を林野庁が速急に取つかったということは、非常にいいと思います。ただ、この問題は、今後の問題ではございますが、林野庁はこれに対し今後どのように前向きに取り組んでいくのか、その点の考え方だけを長官、できれば政務次官にお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(福田省一君) ただいま先生から御指摘ございました信用の問題とか、災害補償の問題であるとかいうことは、これは森林組合各地域から全国的に非常に強い要望があつた点でござります。この点につきましては、農業の場合とか、あるいは漁業の場合と比べまして、林業の場合は非常にまだ経営の基盤が脆弱な点がございます。そこで、今回の森林法の改正の中に織り込みましたいろいろな措置を講じまして、まず組合員のそ

ういった基盤を強化するということを前提としたしまして、いま残されたこの信用の問題、補償の問題、その他いろいろな事業を拡大していくけるような基盤を造成することが大事であると考えております。したがいまして、まずこの森林法の改正に盛られました事項を着実に実施していく、いま御指摘のございました点を将来実現できるようにしてまいりたいというのが、私たちの基本的な考え方でございます。

○片山正英君 法案についての、いささか事務的処していく、そういう方向をひとつ質問したいと思ひます。

もちろんこの森林法の改正は、私は時代に即したものとして非常に意を表しておるわけでございますが、それはこのくらいにいたしまして、私は、今後林野庁が運営していく、あるいは行政的に対応していく、そういう意欲的な目標を示しておる、こういうふうに思います。しかしその意欲的な七、八割を増加するという、そういう方向に対し、私は、ちょっと憂うべき姿があらわれつつあるんじゃないか、こう思いますので、あえて質問をいたします。

したがつてこの計画をつくつて二年目なんですから、私はその計画を変更せよとか、こういうような意味で申し上げているのじゃありません。これは長期ですから、だれが何と言おうと、そう簡単に判断できるものでもありませんし、そう一年の情勢でこれを変更すべき情勢ではないと思います。したがつてそういう計画を変更せいいなんということじやございませんけれども、ただ私が一番憂えているのは、最近の造林成績が非常に低下してきている。一番基本となる造林が、これほど公益性的のある林业と言われ、これほど緑々と言われている日本の造林がだんだん急速に減少しておる、こういう実態をどうも感じます。したがつて私はその点に関して、最近の造林の情勢、そしてそれに対する減つた——もし減つているとすれば何がゆえに減つているかのその原因の究明、そしてそれに対する対策をどのように林野庁はとろうとしておるのか、その要点だけをまずお伺いをしたい。

○政府委員(福田省一君) 御指摘のように、近年の民有林の造林は、四十六年度以降停滞、減少の傾向にござりますが、その原因としましては、木材価格の低迷、自然保護の要請等によりますところの伐採の停滞が生じてきたのでござりますが、

森林蓄積の将来の見通し。これはまことに遠大な計画でございました——五十年先というわけでござりますから、非常に遠大な計画ではござりますが、しかしその方向として私なりに要約してみますと、蓄積を現在の七割ふやしていく。これは水源、環境保全その他いろいろなもの含めての意味だと思いますが、七割増加する。木材生産量は現在の八割増しをする——八割ふやしていく。それでも山は荒れませんよ、もともととりっぱな山になりますよ。こういう意欲的な目標を示しておる、こういうふうに思います。しかしその意欲的な七、八割を増加するという、そういう方向に対し、私は、ちょっと憂うべき姿があらわれつつあるんじゃないか、こう思いますので、あえて質問をいたします。

森林の伐倒除去に要する経費を助成するという問題それから補助とか、融資等の助成制度の拡充、それから造林公社等によりますところの分収造林の推進、それから次に森林組合労務班等の林業労務組織の育成強化、特に今回の森林法の改正によりまして、無秩序な乱開発の規制を行なうといふことにして、これららの施策を総合的に実施することによりまして、民有林の造林の推進をはかつてまいりたいということが基本的な対策となります。次に、また過疎化の進行等によりまして造林労働力の不足がある。こういったような問題があるのですが、最近は特に林地の乱開発等によりますところの、林地の価格の異常な高騰によると見られますところの造林意欲の減退これも非常に大きく影響しておるというふうに思われるのですが、最近は特に林地の乱開発等によりますところの、林地の価格の異常な高騰によると見られますところの造林意欲の減退これが非常に大きくなっています。しかしその意欲的な七、八割を増加するという、そういう方向に対し、私は、ちょっと憂うべき姿があらわれつつあるんじゃないか、こう思いますので、あえて質問をいたします。

したがつてこの計画をつくつて二年目なんですから、私はその計画を変更せよとか、こういうような意味で申し上げているのじゃありません。これは長期ですから、だれが何と言おうと、そう簡単に判断できるものでもありませんし、そう一年の情勢でこれを変更すべき情勢ではないと思います。したがつてそういう計画を変更せいいなんということじやございませんけれども、ただ私が一番憂えているのは、最近の造林成績が非常に低下してきている。一番基本となる造林が、これほど公益性的のある林业と言われ、これほど緑々と言われている日本の造林がだんだん急速に減少しておる、こういう実態をどうも感じます。したがつて私はその点に関して、最近の造林の情勢、そしてそれに対する減つた——もし減つているとすれば何がゆえに減つているかのその原因の究明、そしてそれに対する対策をどのように林野庁はとろうとしておるのか、その要点だけをまずお伺いをしたい。

○政府委員(福田省一君) 御指摘のように、近年の伐採の停滞が生じてきたのでござりますが、

見合うだけの需要を抑制するというのが物価安定の水ぶくれ抜きの方針だと、こう総需要抑制を解釈をしておるわけでございます。ところが山村における公共事業、農山村も含めてもいいと思いますが、そういう私は公共事業は、たとえば造林、こういうものは鉄をつかうわけじゃない、あるいはセメントを使うわけじゃない。そういうことは物価とは何の関係もない。そして、いま物価抑制の中において出かせきの人たちがむしろ山村にUターンしてくる。その場合の職場あたりも確保しなければならない。そういうさなかに、一律の公共事業費の抑制の中に、そういう山村の安定化をはかるべきむしろ私は福祉予算というくらいに思ふんでございますが、そういうものが同列に判断されて、そして公共事業抑制の一環だというのはどうも私はふに落ちない。かつての衆議院の答弁では、そんなことはしないといふような御答弁も承つて、今年度の予算は少なくとも多少はそれにおいの違つた、林野庁には多少あたたかいとも見える予算をかいしま見たような気がいたしますけれども、しかし、それだけではないまの造林の停滞を解消するにはどうていりません。したがつて、私は十二兆八千億と言われる公益の林野庁でございますから、もつともとこれは大きく、公共事業のワクの中で処理するとか、あるいは私は農林省のそういう二五%のワク内で処理するとかといふのでは、こういう問題にはどうも不つり合いの問題ではないだらうかとさえ思います。その点について私は、造林の停滞は予算面、事業面にあるということの一つの問題としてこれを提起したい。そしてさらに私は費用の分担として、これだけの公益性があるならば、私は群馬の山は、東京の電力に非常に影響がある、あるいは東京都民の水に非常に影響があるということであるならば、そういう需用者が、そういう水を確保している生産者に対して何らかの費用負担というものはないか、電力会社等が。これはわざかな金だと思いますが、あり得ないのかどうか。いろいろの公共投資が今後十五ヵ年ですか、その中で三百兆

円ぐらいは要るであろうと、こういふうに試算されるときに、何と造林に対する投資の要求はさせやかなんです。二兆円だと私は伺つております。十五年ぐらい、二十年ぐらいの間に、ただ二兆円さえ事業費に投資するならば、全山緑になるというくらいのささやかな私は要求だと思いますが、そういう費用負担の点にも触れまして、ひとつ林野庁の今後の考え方をちょっとお聞かせいただきたい。これはぜひ政務次官にもお答えいたいたいたい、このように思います。

○政府委員(福田省一君) 公共事業費の中に造林事業、林道事業、治山事業が入つてゐるわけでござりますが、四十九年度予算は先生御指摘のように、非常に総需要抑制の意味から圧縮された予算であつたわけでござりますけれども、私たちは、いま申し上げた三つの事業といふのは、同じ公共事業でありながら、山村地帯におきますところのまあ公共事業でございまして、特にいろいろな設備をするものではございませんで、大部分は労賃で構成されているようなものでございます。最近のUターン現象等を吸収するにも適当な事業でございますし、過疎地帯の振興には非常に意義のある事業でございます。

そういう意味で、これはやはり福祉予算につながる、むしろ福祉予算の範疇に入るべきものじゃなかろうかということも主張して、大蔵当局ともいろいろ折衝を重ねてまいつたのでございまして、いま先生から御指摘ございましたように、はかり從来の伸び率から見ますというと決していいものではないと思われます。森林に対する公益的な査定はよく見ていただいたといふうに思つておられます。しかしこれを全部合計しましても、やはり從来の伸び率から見ますというと決していいものではないと思われます。森林に対する公益的な要請が非常に高まってまいつておる現状でござります。森林は木材の生産以外にその機能をはかります。森林は木材の生産以外にその機能をはかります。森林に対する公益的な査定をし、そのためには、相当やはりきめのこまかい施業をし、そのためには相当の投資を必要とするわけをございまして、そういう意味ではやはり予算の拡充につきましては、先ほど申し上げました十二

兆八千億の年間の効果を出す森林でもございます、それをぜひ拡充していただくようになつても努力してまいりたいと思うわけでございます。

なお、いまこの費用負担の問題についてどう考

ええるかという御質問でございますが、先に一つの例を申し上げてみたいと思います。これは滋賀県の造林公社の例でございますが、昭和四十一年にできましたもので、これは琵琶湖の流域でございました。費用の負担者は大阪市、兵庫県、神戸市、尼崎市、伊丹市、西宮市となりまして、その他に阪神水道企業団というのが入つておりまして、これらの人たちが水源地帯の造林のために、滋賀県造林公社が行ないますこの造林事業に対しても出資なり融資なりの援助をしている例がございます。それからもう一つ申し上げますと、木曾川の三川水源造林公社というのがございまして、これは岐阜県でございますが、この木曾川の下流にありますところの愛知県、三重県、名古屋市、その他中部電力、関西電力、これらの利益を受ける人たちがこの岐阜県に寄付をいたしまして、岐阜県がこの三川水源造林公社に出資なり融資をしていくという事例もございます。これは昭和四十三年に設立されたものでございます。木曾三川と申しますのは、木曾川と長良川と揖斐川でございます。こういったような事例もございますが、ただこれらのお考えを法制化していくことにつきましては、相当データを整備する必要がございますので、ただいま利根川の流域におきまして、さらにその負担のあり方について私たち四十九年度予算で調査をいたす予定にいたしております。これによりまして、利根川のつまり源流は群馬県でございまが、下流の東京都なり千葉県なり等がいろいろのではないと思われます。森林に対する公益的な受益をしておるわけでございますが、それらの人たちがどういう形でこの源流地帯にたとえば造林費のようなものを負担していただいたらいいかと、その方法を四十九年度の調査の中で詰めてまいりたいといふうに考えておるわけでございまして、

伺ひしたいんですが、県を単位として公社ができるておりますね。三十幾つでてきておると理解しておりますが、その県を単位とする公社が最近どうもやはり資金不足、非常に金がない。融資は八割まではその県じきなしに下流の県だという場合はどうも資金的に不足をしておる、こういうのが痛しかゆし、変な立場になつて、県はなかなか金は潤沢じやありませんから、公社の造林に対するはもうも資金的に不足をしておる、こういうのが現状だと思う。そういうさなかに、先ほど例を引かれました滋賀県なり岐阜県の場合はいわゆる受益者である電源開発も含むんだろうと思ひますが、一つの協力の資金を出している、こういうふうに拝察をするわけでございますが、いまの公社の資金不足、県単位の公社の資金不足の現状と、いま申されましたようないろいろな受益との関連が、一つの協力の資金を出している、こういうふうに拝察をするわけでございますが、いまの公社の資金不足、県単位の公社の資金不足の現状と、林野庁が指導されていくのか、その辺の見通しどのようにあるかちょっとお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(福田省一君) 府県の造林公社は旧新炭の生産地域などの自営造林の困難な地域の拡大造林ということを計画的にまた、集団的に推進することによりまして、森林資源の充実をはかりますとともに、国土の保全、地域山村の振興に資することを目的としまして、地方公共団体それから森林組合等を出資者としましてこれは設立したものがございまして、公益法人でございますが、現在三十三府県に三十六公社が設立されまして分権造林を推進しているわけでございます。

公社造林は森林組合の労務班等地域の労務組織によりまして実行することを主眼といたしておりまます。地域の自主的な努力を尊重するように運営していることもございまして、その造林の実績は着実にいま伸長しております。四十七年度におきましては一万九千ヘクタールでございまして、民

有林の拡大造林の経済的約束に達している状態になりました。

公社の造林資金は造林事業補助、それから制度融資、それから地方公共団体の融資などによりまして調達されておるんとございますが、公社は設立しましてからまだ日も浅いのでございまして、まだ間伐収入を得るに至っていないのでございまして。当分の間投資だけを継続しなければなりません。このために借り入れ金の残高は年々累増いたしましたして、これに伴います支払い利息の増加に対応しまして地方公共団体等による融資所要額が増大してまいっております。その調達が次第に困難となつております。今後主伐収入を得るまでの間の資金調達が公社運営上の非常な問題点となると考えられるのでございます。このために補助制度の内容を充実するとか、制度融資の貸し付けの条件を改善するというふうな助成拡充につとめて、その円滑な推進をはかつてまいりたいというふうに考えております。

御参考までに申し上げますと、借り入れ金の残高は四十二年には二十二億六千四百万円でございましたけれども、四十六年度には百四十四億四千七百万円と、四十二年に比べますと六倍以上にあえておるのでございます。この対策につきましてはいろいろといま申し上げたような方法を考えておりますが、特に直接費以外の問題についても何らかの措置をとってまいりたいとうふうに考えておるところでございます。

○片山正英君 いろいろ議論すると切りがないんで、時間もありませんので、言いたいことだけ言うよと存じます。出かせぎのものを私は悪いとか、いいとか言っているわけじゃないません。しかし、地元で働くよりも出かせぎに行つたほうが社会保障その他が非常に有利であるとい

りたいと言ひながらも、そのほうが有利でござりますから、つい出かせぎに行く、こういう社会保障の現状が私は非常に情けないと思います。しかし幸い今度の雇用保険法ですか、ということに変わつて、少なくとも地元で農林業に携わつているものが一つの当然適用になつたということは、私は一步も二歩も前進だと思う。しかしその内容から見ますと、まだまだ非常に不遇な立場が散見されます。そういう点を今後やはり開拓していくしかない限り、なかなか地元に仕事があつても仕事に落ちつきにくいといふ農林漁業の性格があると思う。その辺をやはり私は今後開拓していくなければならぬと思ひのが一つございます。それからもう一つは、どうも労務というものはアンバラである。過剰なところもある、と言つては語弊がありますけれども、何か全国を見ますと、全体では不足しているのでしようが、何となくくしゃくしたところがどうも感じられます。そこで私は、国有林の問題に触れてちょっとお伺いし、御指導のお考え方をお伺いしたいのでございます。

それは、私は、いま山村における労務が非常に過疎化も含めましてなくなつてきて、減少傾向をたどる。というのは山村における仕事の場といふものが非常に不安定だ。あるときはあり、あるときはない、あるときはやめてしまう。こういうような不安定化が非常にうそさしておる。そういうきらいがあると思います。

そこで、国有林の問題に触れるわけでございますが、国有林が非常に多い地帯、圧倒的に多い地帯においては国有林の仕事の発注のあり方が、山村の労務の安定につながるか、つながらないかといふ問題もあると私は思います。したがつて、国有林自身が労務をかかえております。ですから、国有林の労務をかかえた人たちが安定するといふことも確かに私は必要だと思ひます。しかし、私は国有林だけが、——こういう表現を使つてはどうかと思いますが、安定するだけでは、山村全体が安定するというものには必ずしもつながつてい

かないと、どうにかしてそれをやる気があるかないといふところに私は問題がある気がいたします。したがつて、私は国有林の労務が安定することもけつこうでございますが、それより以上に山村全体が、国有林もひつくるめて、いかに安定するかといふのが、私は、今後考えていくべき大きな方向で、なかろうかといふふうに思いました。

したがつて、山村地帯におけるいろいろの雇用のあり方、あるいは受け入れる人もあるでしょう、あるいは地元の、あるときは百姓さん、農家をやられ、そのひまのときは国有林に出て、短期間においても、やはり仕事があれば通年してやっていける、こういう人も多々私は見受けます。したがつて、そういう山村全体の安定のために国有林の事業というものをやはり考えてみるという態度が必要じやないか。ひいては山村全体が、国有林全体が安定するということにつながつて、いくわけでもございますから私は必要じやないか。こういう意味の雇用の考え方、事業の考え方、こういうものについてどうお考えでござりますか、その点をひとつ御回答をいただきたいと思います。

○政府委員(福田省一君) 確かに国有林は成立の歴史から申し上げますと、先生御承知のように、北海道、東北、南九州に偏在してゐるといふうな問題もござりますけれども、国有林の経営につきましては、基本的には、これは国有林に從事しておる職員の山ではもちろんないわけでございまして、国民全般の山でござりますし、その国民全般の山を預かつて管理經營いたしまして、この内容を充実し、子々孫々にそのいい状態の山をつくつしていくといふことが国有林の一つの目的でござります。そういうふうに考えております。したがいまして、その国民全般の山である国有林を、そういう目的に沿ひてどういう役割を持っていくかということを考えますと、先ほど申し上げておりますように、一つは従来の木材生産のそろいつた機能を十分に果たすような改善も一つございましょう。もう一つは木材生産以外の公益的な機能を充実するような森林をつくつていくという

の役割りの第三点としましては、地元の人たちの協力を得て初めて国有林の経営というのはできま
すし、従来もそういうことで国有林というのは成
り立ってきたわけでございます。国有林の経営と
地元の住民の人たちの関係というのは、その沿革
から見ましても不可分のものでございます。そ
ういう役割りを持つてゐるという認識のもとに私た
ちは經營に従事しておるのでござりますので、國
有林の問題につきましては、いま私たちが従事し
ている職員、これはもちろん事務をとつてゐる者
も現場で作業してゐる者も含めてでござります
が、それの雇用の安定改善をはかることはもちろ
ん大事ではござりますけれども、いま御指摘のご
ざいました国有林に依存し、そして国有林を育て
た地元の住民の人たちに国有林の仕事に参画して
いただくということはやはり重要な問題でござい
ます。

ところが、労働力の趨勢を見ますといふと、薪
炭林の減少に伴つて林業労働力の減少が非常に大き
いのでござります。最近四十七年、四十八年度度
の統計を見ますとやや緩和されて専業化、通年化
の傾向がござりますが、やはり基本的には老齢化
あるいは減少の傾向はまだ地域によつて違いはござ
いますけれども、問題はあるわけでございます。
そこで事業の形態といたしましては、御指摘のよ
うに、直営、直用の形態もござります。直営、請
負いの形態もござります。販売形態としては立木
で販売する形態もあれば素材として生産して販売
する形態もあるわけでございます。いずれにしま
しても、この国有林の労務、それから民有林の労
務を通じましてこの労働の条件を改善し、そして
労働環境の改善をはかつていくということはや
り同じウエートで考えていかなきゃならぬといふ
ふうに思つております。

そういう意味で現在は特に民有林の労働につき
ましては通常雇用対策、あるいは先ほど先生御指
摘ございました流動化対策ということを考えでお
りますし、環境の改善の対策、そういったような

予算も逐次増加してまいっておりますが、なお積極的に、特に民有林の労働力対策につきましては、いま申し上げた考え方方に沿つてその予算的な拡充、あるいは制度化を促進してまいりたいというふうに考えております。少し抽象的になり過ぎてお答えになつたかどうかわかりませんでなければ、も基本的考え方だけ申し上げておきます。

○片山正美君　いまいへん抽象的な感じを受けました。しかし私は、そのことばを通じまして国有林、民有林それを含めた総合的な雇用安定をはかるべき方向である、そういうふうに私は理解をいたしました。どうか昔いわれたように、あなたは官人さんだと、官人官人はいいな、官人さんは、というようなことでないようだ、やはりほんとうに民有林あるいは民の労働関係の人方も基本的に安定しているんだと、こういう施策、片寄った安定じゃなしに、山村全体の安定するような御指導をお願いしたいと思います。そのように私、いま御答弁を理解をいたしました。

そこで最後に造林問題でございますが、今度の森林法の改正で伐採をしてはいけない、こういうことの知事の権限が与えられております。ところが、私はちょっと諸外国の例を見ますと、伐採もさることながらむしろ造林、切つたあとの山をいかによくするかということに世界各国は真剣な努力をしております。切ることはこれはまあしかし乱伐をしちゃもちろんいけませんが、いわゆる山の経営上は、全然切らないということは山の経営上不可能でございますが、切ることはしかたないとしても、そのあととの育成、これをいかによくするかということを中心にして世界各国は動いておると、そういうなかにおいて、今度の森林法改正が伐採はしちゃいかぬという命令権だけあって、造林をしなさいという命令権がない。これは足りない感じもするのですが、その点お答えをいただきます。

近年国土の保全、水資源の涵養、環境の保全、そして森林の持つておられます公益的な機能の維持増進に対します国民的な要請も高まっておりますが、それに即応しまして一つは地域森林計画においてきめられております施業特定林分の適正な施業を確保することができます重要になってきておるということをごさいます。それにかんがみまして、特に森林はその機能が回復するまでには非常に長期間を要することも考慮いたしまして、伐採を行なう場合には、現行の施業の勧告制度に加えまして伐採計画の変命令、伐採計画の順守を内容とする規定を整備したものでござります。造林につきましては、一応御指摘の問題は保安林等にはござりますけれども、一般的いわゆる普通林につきましては、命令制をとることとなかつたのでござります。これを命令によつて確保する権的であると一般的に考えられるので、普通林につきましては省令、それから助長策、こういうものでござります。公共性が強い場合を除いてあまり強権的であると一般的に考えられるので、普通林につきましては、命令制をとることとなかつたのでござります。

らたとえは鉄の値上がり、セメントの値上がり、
そういうような需要を抑制する、供給にマッチさせ
るというような意味での總需要抑制だと私は判断
をします。ですが、造林等の山村の投資につきま
しては、私はそういうインフレ予算とはあまり関
係ない。むしろ都会からヒターンしてくるような
そういう人たちの雇用の場さえ見えなければなら
ない。そうして山村の過疎化、それも防がなければ
ばならない。こういう時代であるから、公共事業
費と同じ感觸じゃない。むしろ福祉予算的な性格
が私は造林等の投資にはあるんじゃないだろう
か。

いろいろな意味において非常に必要なものでございまして、こういうものにつきましては、私ども予算編成に当たりまして、毎年公共の中で特段の努力をいたしてまいりましたのが造林と林道でございます。

にはござりますけれども、一般的のいわゆる普通造林につきましては、命令制をとることとしなかつたのでございます。これを命令によつて確保するということとは、公共性が強い場合を除いてあまり強権的であると一般的に考えられるので、普通造林につきましては省令、それから助長策、こういふものによりまして確保することとし、法律制度としては、造林についてもその対象となつております現在の第九条、改正しますというと十条の五になりますが、その勧告制度によりましてこれの指導を強化することで対応してまいりたいというふうに考えたものでござります。

○片山正美君 されど私は、せつかく大臣おいでになりましたから、一問だけ大臣にお伺いをいたしまして、ひとまず私の質問を終わりたいと思ひます。

いま大臣、造林問題についてちょっと触れておったわけでございますが、それで造林の停滞の原因が労務の問題、それから事業費の問題等が中心にあってどうも造林がうまくいかない。こういうようなお話をいま使っておつたのですが、そそで予算問題にも触れるわけですが、事業費ですかね。ことしの予算も大体へん大臣の御努力で林野庁の予算も私はまあまあというようなものを見るまことに、二千九百二十億円

したがって、今後も森林日本経済の発展を見ますと、必ずしも大きな高度成長というのは資源の面、いろいろな面から私は期待できないときには、公共事業というのはいつでも問題のものに発展するであろう。その際に、私は、林野庁の造林等の投資は必ずしも需要抑制の範疇外じやないだらうか。いわゆる労働が大部分の事業で、山村の安定でございますから、そういうものはむしろ福祉予算として大幅に伸ばしていく方向こそ、私は必要じゃないだらうか。それから労務の問題は国有林だけが安定するという問題じやなしに、もちろん必要でしようが、国有林は、民有林、国有林を含めた労務の安定を国有林自身が、そうして林野庁自身が指導していく、そして労務を安定させるべきじゃないか。こういう方向の中で造林問題等山村問題は解決していく一つの足がかりになるんじやないか、こういうことを実は申し上げておつて、林野庁の御意見を聞いておつたわけですがございますが、造林の推進等についての大臣の御

次第でございます。幸いにこういう点に理解を
持つていただいておられる国会の皆さま方の御協
力を得まして、これからますますやはり林業の安
定的な発展に最善の努力をしてまいりたいとこう
思っております。同時にまた、あわせてお話をござ
いました林業従事者の労働力確保をあります
が、これも林野庁におきましては先年來たいへん
いろいろ苦労をいたしまして、一つには、後継者
の育成が絶対に大事なことであります。同時にま
た、そこへの従事者の処遇の改善ということをす
ることが必要であります。私どもは、そういう意
味でいろいろ御審議を願つております法案の中では
も、やっぱり民有林に従事しております職場の方々
のことにつきましても、できるだけの配意を
いたしておりますは御承知のとおりであります。
しばしば当局でも御返事申し上げておりますよろ
しく、これらの作業員の待遇等をできるだけ改善を
いたすと同時に、もう少しやっぱり林政に対しても
心から安心して参加していただけるようにしなむ
べいかなければ、私は将来の国土保全等について
むずかしいことになるんではないかと思っておる
方であります。

○政府委員(福田省一君) 確かに御指摘ございま
したように、そういう問題があるかと思います。

には容易に対抗し得ないじやないかと。やっぱりいま大臣のお話のよう、林政の基本というものを、ほんとうに発想を根本から変えたもの、いわゆる山と水は資源小国日本の中で、これはきわめて貴重な資源であると、こういうような思想論理、というものをしてはっきり確立をして、そしてこれから政策といふものを考えていかなければ、ただ単に法律技術的な面だけの改正にて終わっていたんじや、実際には山も水も守り切れぬじやないかといふような、こういう懸念があるのですから実はこんなことを申し上げて質問に入つていくわけなんです。

そこで法案をちょっと目を通させていただきますと、五条の地域森林計画の対象除外の規定がありますけれども、こう書いてあるんですね「その自然的経済的社會的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。」と除外の規定がありますが、私などが読んだつてうまくわからないのでありますて、これは大体具体的にはどういう、それでは民有林であるか、それをだれが判断をしてきめるのか、それからその判断をしてきめる場合のいわゆる基準はどうなのかな、その基準をだれがきめるのか、そこら辺がまことに不明確であります。これは長官から聞けつこうですが、その点をちょっと御説明いただきたいと思います。

○政府委員(福田省一君) ただいま御指摘のごさ

いました問題は、地域の森林計画は県知事がつく

ることになっております。その大もとの全国森林

計画といふのは農林大臣でござります。その対象とします地域森林計画といふのをつくります場合

やふやといふのはちよとことばが悪いかもしけれども、どういふものをじや除くかと申上げますといふと、從来非常に飛び地でござります

ますといふのが一つの例でござりますけれども、

これは木材生産、その他の森林經營の対象とは考

えられません小さなものでござりますので、それ

を除くと。それがあらもう一つは、公の、いわゆ

る公的な計画に基づいてそれがすでにきまつてい

るもの、たとえて申し上げますと、都市計

画に基づいてこの市街化区域というものがはつき

りきまる、ここは開発ということは法的にきまつ

ている。そういうふうなもの、こういったものを

大体除くということにいたしております。

それは森林全部では二千五百万ヘクタールござ

いまして、国土の約六八%森林でござります。い

ま対象としますものは二千五百万ヘクタールでござります。そして、いま除くものほんなもののが

あるかといふと、二例申し上げました。総面積約

二万ヘクタールぐらい、それから計画に基づいて

転用がもうすでにきまつっているであろうというの

は三万ヘクタールぐらい、合わせて五万ヘクタ

ルぐらいあるであろうと、私たち予想

いたしております。そういうもの除きました

地域森林計画ということで、その計画を知事がつ

くるということにいたしておるわけでございま

す。

○神沢淨君 大体内容的にはわかるんですが、法

律の上にはそういう明文が出ておりませんか

ら……。

そうすると、結局知事が除く対象をきめると。

されども、知事が対象をきめると、いわ

ば除外の基準、いうものが明らかでないと、各府

県まちまちなんということになつてもならぬわけ

とします地域森林計画といふのをつくります場合

やふやといふのはちよとことばが悪いかもしけれども、どういふものじや除くかと申上げますといふと、從来非常に飛び地でござります

ますといふのが一つの例でござりますけれども、

これは木材生産、その他の森林經營の対象とは考

えられません小さなものでござりますので、それ

を除くと。それがあらもう一つは、公の、いわゆ

る公的な計画に基づいてそれがすでにきまつてい

るもの、たとえて申し上げますと、都市計

画に基づいてこの市街化区域というものがはつき

りきまる、ここは開発ということは法的にきまつ

ている。そういうふうなもの、こういったものを

大体除くということにいたしております。

それは森林全部では二千五百万ヘクタールござ

いまして、国土の約六八%森林でござります。い

ま対象としますものは二千五百万ヘクタールでござります。そして、いま除くものほんのものが

あるかといふと、二例申し上げました。総面積約

二万ヘクタールぐらい、それから計画に基づいて

転用がもうすでにきまつっているであろうといふ

の三万ヘクタールぐらい、合わせて五万ヘクタ

ルぐらいあるであろうと、私たち予想

いたしております。そういうもの除きました

地域森林計画ということで、その計画を知事がつ

くるということにいたしておるわけでございま

す。

○政府委員(福田省一君) ただいま御指摘のごさ

いました問題は、地域の森林計画は県知事がつく

ることになっております。その大もとの全国森林

計画といふのは農林大臣でござります。その対象

とします地域森林計画といふのをつくります場合

やふやといふのはちよとことばが悪いかもしけれども、どういふものじや除くかと申上げますといふと、從来非常に飛び地でござります

ますといふのが一つの例でござりますけれども、

これは木材生産、その他の森林經營の対象とは考

えられません小さなものでござりますので、それ

を除くと。それがあらもう一つは、公の、いわゆ

る公的な計画に基づいてそれがすでにきまつてい

るもの、たとえて申し上げますと、都市計

画に基づいてこの市街化区域というものがはつき

りきまる、ここは開発ということは法的にきまつ

ている。そういうふうのものが一つの例でございま

す。

○政府委員(福田省一君) ただいまの御質問は、

一体許可をする場合どういふような基準がある

かといふ御質問だと思います。都道府県知事が開発

まして、少なくとも三反夢ぐらいい。〇・三ヘクタ

ー

一

を許可する場合の基準といふのは、法律の中では、

きわめて少しばく然と書いてあるじゃないかとい

うような印象をお持ちかと思ひます。その中では、

一つは国土保全、つまり土砂が崩壊するとか、あ

る

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

然そうあつてもらわなきゃならぬわけですけれども、誠実に処理をするということについては、この法律は、それを不誠実に処理をされた場合のことは書いてないわけですよ。誠実に処理をするほうは当然ありますと。そうすると、ほとんどこれは知事に白紙委任をした形でございまして、たとえば知事が不誠実に処理をした場合においては、その救済の方法というものはこの法文上は見当たりませんですね。その辺はどんなにお考えですか。

○政府委員(平松甲子雄君) 森林計画でございますから、計画でございまして、直接に権利を制限するというふうなかつこうのものではないということでございますので、こういうふうな形の規定のしかたをしたんであろうというふうに考えるわけでございます。が、計画でございますから、でござるだけ地元の市町村長あたりの意見も聞くということになつておりますし、森林審議会の意見も聞くということになつておりますので、そういうふうな意味においての公的な意見の聽取といふものは十分済まして都道府県知事は計画の作成をするという手順を踏んでおりますので、そういうふうな先生御心配のような事態も起りこり得るかもしませんが、私どもはそういう事態がなくて、やはり都道府県知事は都道府県知事としての職責を忠実に処理していただけるものというふうに確信をしておるわけでございます。

○神沢淳君 しかし、社会の実情というのは、そういう誠意ばかりで成り立つてゐるわけでもありませんので、私は、この辺は、こういう法文をいま目の前で修正云々といふことも無理のことでしょうけれども、やっぱり運用上の基準みたいなものはこれほどよほどしっかりときめておきませんと、問題の点だと思うわけです。山と水、森林を守ることも大切ですが、民主主義を守ることはさらに大切なこともこれほんとありますし、意見の申し立てだけはできるけれども、申し立てただけのことであつて、あとの処理は、まあ極端な言い方をすると、権限者である知事がほしいままに処理をして

○政府委員(福田省一君) 確かに先生御指摘のとおりでございます。したがいまして、法律事項としては明らかではございませんが、その手続を明確にいたしますよう検討してまいりたいと思います。

○神沢淨君 そこで、次に十条には、開発行為の許可にかかる規定がなされておるなんですねけれども、私はここでもって非常に——私は先ほど申し上げたように、山梨県の出身であるし、いま私の県の中でもって起こっているような諸情勢から勘案をしてみまして、非常に重大だと考えますのは、この除外規定というか、許可の不要の規定の第一号に「國又は地方公共団体が行なう場合」は除くと、こうあるわけとして、こうなりますと、私、森林法を見ましたら、公有林というのは、いわゆる国有林でないものは全部民有林だといふ考え方のようになりますから、したがって公有林も当然民有林——法律上の字義の上からすると、民有林の範疇に入るわけなんでしょうがね。しかかも加えて「國又は地方公共団体が行なう場合」は除くと、こういうことになりますと、これは公有林をたとえば県の場合を取り上げてみれば、県有林をその県がどうしようとも、この法律では、これは規制、拘束はできないと、こうしたことになりますんでしょうか。その辺をお伺いしたいと思いま

林とそれから個人の持ちらます私有林いたしてお
ります。今回の許可制におきまして、四十七年ご
ろから——まあその趣旨をちょっとと御説明申し上
げますけれども、過剰流動性を背景として開発規
制のない普通林に見られました民間企業によりま
すところの土地の投機的な取引、それからゴルフ
場、それから別荘地と、そういったような乱開発
が非常に目立ったわけでございます。これらを規
制していくということに重点を置いて考えている
わけであります。こういった観点から見ました
ときに、国とそれから地方公共団体の行ないます
開発行為につきましては、その開発が無秩序に行
なわれるとは考えられません。その指導とか監督
に万全を期すこととしまして、開発許可を要し
ないと、こうしたんですあります。

で、以上のことから、国、それから地方公共団体は、地域の健全な発達をはかるという責務を持っていますし、地域住民に被害を与えるような開発行為を行なうとは考えられませんで、たとえ行なおうとしてもこれに対する十分指導は正をし得ると考えておりますので、これらのものはこれらを開発につきましては法令上許可を要することは必要ないと、許可を要することとする必要はない、こういうふうにきめたわけござります。事実、都道府県におましてもすでに条例等によりまして、一、二の県を除いてはほとんど何らかの形でそういった開発行為の規制をいたしております。それでもなお都道府県知事が何からたらどうするかという問題につきましては、別な背景の法律もございまして、総理の権限でそれらをチェックすることもできておりますが、そこまでいかぬでも、地元の住民の人たち皆さんが最近のそういうたつ乱開発につきましては非常に注意を喚起しておりますので、十分——いま申し上げた条例等もございますし、それらを見て、国のかういった法律に基づいてやった場合には十分都道府県の知事なり市町村長で規制はできるというふうに期待しているところでございます。

もつて相当論議をいたしましたけれども、調査の結果そのおそれはないということでもつてわれわれも了承いたした経過があるわけであります。これらが何とその後問題でござるは畢竟手の方

も、いずれにしても、そういう事態がいま生じておるわけであります。これはまさに舟舟の魚であります。さこのほうはとらえられるけれども、もう大きくなるにつれては手がつかない。

おいでになつてますか、その後問題になつてきていますのは、まさしくモータリゼーションなどの進行変化の関係と、いうものもちろんこれらがかなり合つからであります。まあ排気ガスによるところの障害とか、それから大体この工事をのものに際しては、土砂が落ち、それが堆積をしてために、あの富士山の五合目までの、まあ日本全国の山の全くこれは想像みたいな所ですが、かなりの樹木を枯らしてしまっているわけです。その後もやっぱり自動車のその排気ガスなどの関係もありまして、いまその樹勢の回復のために相当苦労をしておりますけれども、なかなかこれは容易でない状況があるわけであります。

さらだい、私の県におきましては、連峰スカイラインといふ構想がありまして、これは富士山近くの河口湖を起点にして、そしてあの辺は御宿駅のとおり富士箱根伊豆国立公園の地域です。そぞから今度は柳沢峠等、いわゆる大菩薩峠等、あの付近はこれは秩父多摩国立公園の地域であります。それを通過をして、そして八ヶ岳に至るわけになります。八ヶ岳といたのはたしか八ヶ岳中東部国定公園ですか、でありますて、このコースは国立公園が大体もう六割地域的には占めていわけであります。しかも、それどころではないわけであります。標高が大体千三百メートルから一千七百メートルくらいの地帶を縫つていくわけになります。なお、このコースについて調べてみると、対象面積の八五%を占めておるのは保安林です。それで、そのうちのさらに九〇%はこれ

もほとんどモードルまでではないかもしねど、なんが、もう都市の一隅などに匹敵するようなまことにそれはさもありなんと思ひます。外国よりからしたつても富士山というのはかなりこれは仰の的ですから。来てみましたら、その富士山の中腹あたりに、どうも都市の一隅さながらのよ

富士山をどう考えておるんだらうというようなな情景が展開しておつて、大体日本人というの手記を読んだことがあるのですけれども、ある辺は御承知のとおり、恩賜県有財産、山梨県特許の県有林があるわけです。で、県有林でもつての有料道路事業ですから、おそらく森林関係のは規などにおいてはこれは手がつかなかつたんできりましようし、今度の改正案の中だつても手がつかないというわけですから、——あれらの許認などについてはどうなつておつたのか、おそらく環境関係の行政のはうからチェックができるよくなつておつたのかどうかわかりませんけれども

も、いすれにしても、そういう事態がいま生じておるわけであります。これはまさに舟舟の魚であります。さこのほうはとらえられるけれども、そういう大きなものについては手がつかない。さらにいま私の県におきましては、連隊スカイラインといふ構想がありまして、これは富士山や多くの河口湖を起点にして、そしてあの辺は御存知のとおり富士箱根伊豆国立公園の地域です。そぞから今度は柳沢峠等、いわゆる大菩薩峠等、付近はこれは秩父多摩国立公園の地域であります。それを通過をして、そして八ヶ岳に至るわけであります。八ヶ岳というのはたしか八ヶ岳中岳は国立公園が大体もう六割地域的には占めています。しかかも、それどころではない、東部国定公園ですか、でありまして、このコースはあります。なお、このコースについて調べてみると、対象面積の八五%を占めておるのは保安林です。それで、そのうちのさらに九〇%はこれ

いたしました場合には、凍結ですから、凍結を解除をすることにもこれはなりかねないわけあります。現にもう先取り着工というものをやつておる次第であります。

うに、これはよほどいわゆる思想や論理的な姿勢というものをしっかりと打ち立てておかなければ、経済主義的なもののまるで暴力のこととき攻撃の前にもう到底（きれない）んぢやないかといふ

こうなりますと、私などの見るところでは、民有林を対象拡大をいたしまして開発の規制を行なう、乱伐、乱開発はこれによって抑止がされていくと、法の目的はその面においては達成し得るわけでしようけれども、ほんとうに日本の、だからさつきあんなことを申し上げたんですが、山と木を守つていかなければならぬといふこの基本の姿勢やそれから目標からいたしますと、これは小さなものがばかりは押えても、大きなものは、それこそ山梨県全体をくずすようなものを押えることができないというようなことは、私はこの法律自体もさらに考えていく必要があるんじやないかという気がしてならないのでありますて、そんな点について一つは環境庁のほうにお伺いしたいです。もし富士スバルラインが現状のような状況とあるものがあるについて、そのことを知つておつて、なおかつ認可をしたのかどうなのか。認可し得よ、ようやく認可どころかするなよ、まことに

得たしよがたわざであるうるうかじに しきにね
いてさえもやはりいづれかの指導はこれは行なう
必要があるんじやないか、こういう点が一つ。
それから、いまの連峰スカイラインの問題につ
いては、この法案はこれはどう見たても全くか
かわり合いを持たないと思います。そういうわけ
で、山と木を守つていかなければならぬといふ
国としての基本の考え方からいたしまして、こう
いうようなものが手がつかない、放置しておく以
外にはないというようなことであつてはならない
と思いますので、これは大臣にもお伺いをいたし
たいんですが、それはどうあるべきか。いまのま
まならどんどんそれはだれはばからず進行をする
わけであります。これは私は森林行政上の重大な
問題だと、こう思いますので、この法律の内容と
はちよつとはずれますけれども、この際お伺いを
いたしたいと、こう思いますし、さらに私がそれ
らの状況を見ながら、先ほども申し上げましたよ

景気に恵まれて生き残ること自体がおかしいと
こう思うんですけれども、ところが、グリーンブ
ランを主たる政策に掲げて、実はそのグリーンブ
ランに基づいてスカイライン構想をやるんだ
と、——くどくなるようですがれども、そのうち
の八五%は保安林でもって、さらにその保安林の
九〇%は水源涵養林だというふうなことであります
す。かなり反対運動なんかも激しくなつてしまいり
ましたし、いわゆる総需要抑制の情勢に差しか
かったからいま凍結中でありますけれども、私は
放置すべき問題ではない、こう考へているところ
であります。個人的には知事にもアドバイスな
どをしたおりもありますけれども、しかし、二千
万も調査費を使つちやつて、そうして計画を立て
てどんどん進めようとしておるわけでありますか
ら、これは個人的なアドバイスくらいでもつてと
まるものではありません。私はやっぱりここには
国政の立場といふようなものがこれは動かなければ

ばならぬのじやないか、そうでない限りは、たいへんなことになつていくんじやないか、こういうふうに実は心配にたえないわけあります、そういうような、申し上げましたような状況に対しださ。

の国としての立場からの御所見も伺つておきた

いところ思ひます。大臣並びに長官、もしあります

したら長官の御意見も承りたいんです。環境庁か

らもさつきお尋ねしたような点をひとつお答えく

ださい。

○政府委員(福田省一君) 森林の乱開発の問題の一一番大きいことは先ほどちょっと触れましたゴルフ場が非常に多過ぎるとか、住宅その他いろいろござりますけれども、もう一つは山岳地帯における道路が非常に問題になつております。御承知のとおり、いま富士スバルラインとか、あるいはもう一つの例をおあげになつたわけでございますが、そのほか山岳地帯におきます林道につきましては、確かに日本のようなこういう気象条件のきびしいところ、特に雨量の多いところでは林道その他道路のつけ方ということが自然破壊にもろにつながるわけでござります。聞きますれば、いま御指摘の富士スバルラインにおきましてはその原因等も調査いたしまして現在相当経費を投じて林縁に植樹をしていくと聞いております。

峰スカイラインを自然公園道路計画といふようにいま先生お話しになりましたが、「こゝもだいぶ計画を変えて、位置をずっと下げる、既設の国道、町村道、林道等使って、しかも、これは何か三つの地域に分散されるというふうに聞いておりまます、その辺は慎重に配慮している模様であります。が、いすれにしましても、林道をつくります場合には、日本のような地形の急峻な、気象条件のきびしい、雨量の多いところでは相当配慮した路線の選び方、工事のしかたをしなぎやならぬと思ひます。特に高山植物はこうした公害に対して非常に弱いわけでございます。道路をつくったためにその林縁がきびしい気象条件にさらされて枯れる場合もあります。また車の排気ガスによつて枯

れる、そういうこともございますから、やはりへんなことになつていくんじやないか、こういうふうに実は心配にたえないわけあります、そういうような、申し上げましたような状況に対しださ。

の国としての立場からの御所見も伺つておきた

いところ思ひます。大臣並びに長官、もしあります

したら長官の御意見も承りたいんです。環境庁か

らもさつきお尋ねしたような点をひとつお答えく

ださい。

○説明員(宇野佐君) スバルラインと連峰スカイラインの問題についてお答え申し上げます。まずスバルラインでございますが、先生も御指摘ございましたように、これは富士箱根伊豆国立公園審議会等にもはかりまして十分に慎重にやつたはずでございますけれども、やはり当時の予想をこえまして自然破壊の被害が出ておるということは先生の御指摘のとおりでございます。

私どもといたしましては、その後山梨県当局を指導いたしまして、昭和三十六年に承認をいたしたわけでございます。この当時やはり自然公園の中にございまして、昭和三十六年に承認をいたしたわけでございます。この当時やはり自然公園審議会等にもはかりまして十分に慎重にやつたはずでございますけれども、やはり当時の予想をこえまして自然破壊の被害が出ておるということは先生の御指摘のとおりでございます。

私どもといたしましては、その後山梨県当局を指導いたしまして、昭和三十六年に承認をいたしたわけでございます。この当時やはり自然

公園の中にございまして、昭和三十六年に承認をいたしたわけでございます。この当時やはり自然公園審議会等にもはかりまして十分に慎重にやつたはずでございますけれども、やはり当時の予想をこえまして自然破壊の被害が出ておるということは先生の御指摘のとおりでございます。

それから連峰スカイラインでございますが、こ

れもやはり環境庁がござました当時からお話をございまして——お話をございましたといいまして

も、これは正式な問題ではございませんで、新聞等に出たわけでございまして、私どものほうから

当局に説明を求めたというような経緯がございま

す。そのつと、先ほど申し上げましたように国立

公園地帯に新しいこういう観光道路をつくるべき

でないということを再々申し上げております。

山梨県の当局でも学者の調査等も慎重にやられま

して、だんだんとこのルートを山麓のほうに下げる

てくる、あるいは国立公園を通らないようになります。

そういう配慮をその後されてきたようですが、

そこまでござりますので確かに緑化復元もなかな

かはかどつております。そこで四十七年度から

私どものほうでも調査研究費を投入いたしまし

て、現在復元の方法それから工法といいますか、

そういうものを研究をいたしております。その研

究の成果も見ましてさらに的確な工法によって緑

化復元されるよう指導してまいりたいと考えて

おるわけでございます。

それから先生が御質問ございました、現在だつ

ただ、先生も御配慮のように、凍結といいますとどうもまだ解除するんじやないかというような考え方でございますが、私どもとしてはこの凍結は歩道でつなぐというふうな指導も最近はいたしております。まあいすれにしましても貴重な資源でございますので、そういうところに對してお

はあまりある森林を破壊するような道路のつく

り方は避ける。つくるとしても歩道を重点にする

とか、あるいは車道にしましても相当経費を投じてやらなきゃならぬと、こういうように思つてお

ります。そういう趣旨でそれぞれの都道府県を指

導してまいりたいと思っているところでございま

す。

○説明員(宇野佐君) スバルラインと連峰スカイラインの問題についてお答え申し上げます。まずスバルラインでございますが、先生も御指摘ございましたように、これは富士箱根伊豆国立公園審議会等にもはかりまして十分に慎重にやつたはずでござりますけれども、やはり自然公園の中にございまして、昭和三十六年に承認をいたしたわけでござります。この当時やはり自然公園審議会等にもはかりまして十分に慎重にやつたはずでござりますけれども、やはり当時の予想をこえまして自然破壊の被害が出ておるということは先生の御指摘のとおりでございます。

それから連峰スカイラインでございますが、こ

れもやはり環境庁がござました当時からお話をございまして——お話をございましたといいまして

も、これは正式な問題ではございませんで、新聞等に出たわけでございまして、私どものほうから

当局に説明を求めたというような経緯がございま

す。そのつと、先ほど申し上げましたように国立

公園地帯に新しいこういう観光道路をつくるべき

でないということを再々申し上げております。

山梨県の当局でも学者の調査等も慎重にやられま

して、だんだんとこのルートを山麓のほうに下げる

てくる、あるいは国立公園を通らないようになります。

そういう配慮をその後されてきたようですが、

そこまでござりますので確かに緑化復元もなかな

かはかどつております。そこで四十七年度から

私どものほうでも調査研究費を投入いたしまし

て、現在復元の方法それから工法といいますか、

そういうものを研究をいたしております。その研

究の成果も見ましてさらに的確な工法によって緑

化復元されるよう指導してまいりたいと考えて

おるわけでございます。

現在私どもが把握しておりますところでは、國

立公園地帯を通るのは約三〇%ぐらい、しかも特

別地域という制限のきびしい地域は非常に少なく

なつたというふうに聞いておるわけでござります

が、さらに凍結をいたしました、大体百六十キロ

ほどの延長が最初ございましたが、現在はこれを百キロぐらいにとめるんだというふうな話を聞い

ております。

それから先生が御質問ございました、現在だつ

ですよ。このスカイライアン問題など等にしてありますけれども、とにかく二千萬も調査費を使つちまつて走り出しちゃっているわけですから、なかなかこれは走り出したものをとめるということは容易ではございません。したがつて、少なくともその準備の段階や期間において、そのようなものが走り出さないような国の指導というか、こういう点が、今日の法規上においては無理だと、法令制度の上からいきますと、そういうことは無理なんですね。私は、問題が森林法に返つてもそうだと思いますが、知事の誠意にゆだねるといふうなことになつておりますと、そこら辺が私は一つ盲点になつて、いくおそれといふものが多分にあるじゃないか、というような点が憂慮されなければならないのですから、こんな引例をして申し上げておるわけなんです。そういう点はどうなんですか。もうやつぱり自治体のやることはあまりかわり得ないような関係になつて、いるわけなんでしょうね。環境庁の行政上の立場からするとどうしようか。環境庁の行政上の立場からするとどうなんでしょう。

百くらいの間のコースになるのですけれども、これを千二百ないし三百くらいのところへ下げようこういうのですが、まあ下がればスカイラインではなくなりますしね、それは、ただ単にその地域を無用に、ちょっとオーバーな言い方かもしれないけれども、破壊していく道をつくるだけのことになりますし、しかし結果的にはやっぱりこれはもう乱開発ということになるかならぬかは別にいたしましても、相当の障害というものが山にとっては生ずることは避けられぬと思うのでありますし、そこなりますと、何か県また知事の立場からすると、一度は、大な調査費まで使って掲げた計画であるだけに、何とか、どういう形になろうとも、やらなければメンツが立たないようなおかしなこと、事情もからんだりしてしまって、その結果とすればまことに無意味なことに帰してしまう。こういうようなことが現実にいま私から申し上げたように起りかけているわけであります。

○國務大臣（倉石忠雄君） 私どもの立場からは、すけれども、そういうふうな点についてのひとつ先ほど冒頭に御答弁申し上げましたような考え方につつわけであります。しかも、われわれどいたしましては、その中でも保安林その他水源涵養のために必要なものにつきましては、また、今回御審議を願っております法律の目的の一つには、極力乱開発を防止するということ、それからさらに林業をやりやすくなるようにいろいろ考えておるわけであります。そういう立場でいまお話をようなことにつきましては極度に警戒もいたし、また指導もいたしておるわけであります。環境庁という役所ができましてから、なおさら私どもと非常に密接な関係のありますところでありますので、両省がいま私が申し上げておりますような趣旨と、さらに環境保全という意味を加えまして、国土保全のために環境破壊のないようにやつてまいることに一そく緊密な連絡をとつてやるべきであると、このように考えております。

○委員長（初村瀧一郎君） ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（初村瀧一郎君） 速記を起こして。
暫時休憩いたします。

午後零時四十八分休憩

午後二時十一分開会

○委員長（初村瀧一郎君） ただいまから農林水産委員会を開いています。

休憩前に引き続き質疑を行ないます。質疑の方は順次御発言願います。

○片山正英君 午前中は資源問題と造林について若干御質問を申し上げたわけでござりますが、時間がありませんから、大臣の前向きの答弁もいたしましたから、次には価格問題と木材の需給問題についてちょっとお伺いいたします。

林野庁が四十七年を起点として十年先の木材需給として昭和五十六年、したがって、いまから考えますと八年先になりますか。その五十六年における木の材需給の想定をしたのがこれまで閣議決定になつておるわけでございます。その内容をほんとうはまず長官からお伺いするのが順序だと思ひますけれども、時間もありませんし——私、あと二、三十分ということですから、時間もありませんし、資料もいただいておりますから、私の資料で御質問を申し上げたいと思います。

それによりますと、大体需要の伸びに対処するためには、国内生産は大体横ばいなし、ちょっとと少し増加するような生産を見通されまして、輸入材に関する限りは五千三百六十万立方の輸入に対して——これは四十四年から四十六年の平均——それに対して五十六年は八千五百十萬と、約六割増の輸入材の増加を満たさなければ木材需給はバランスはとれないと、こういう大体の見通しを持つておられるようございますが、いま木材の輸入については、米材問題、南洋材問題、ソ連材問題、いろいろあるんでございますが、資源問題は世界各国の問題になりつつあります。日本だけがなかなかたくさん持つてこれないというような諸情勢が刻々近づいておるよう思います。それから丸太で持つてくるよりはやっぱり製品で持つてこいといふようなのが現地の声でもあるように思います。したがって、私は、これから八年後に入割もふえるというそのような輸入の数量といふものはほんとうに期待されるかどうか。また、期待されるとすれば、どのような形、たとえば製材、バルブ、どのような形で一応見込まれるんだろうか。これはむずかしい問題だと思いますが、まず總体について長官から見通しをお聞かせいただきたいと思います。

な国内生産と外材との見通しをもとにしてそれを
の対策を立てておるわけでござりますが、わが
国の木材の需要は非常に急速に最近増大してま
りまして四十五五年には約一億立方メートルをこ
えたのでござります。供給の面では、国産材の供給
が非常に停滞傾向にありますために、外材は四
七年には六千万立方メートルといふようになった
わけでござります。今後木材の需要は引き続き増
大することが予想されるのでござりますが、昭和
五十六年には一億三千四百八十万立方メートルと
なる見込みでござります。国産材につきましては、
大幅な増加は、たゞいまお話をのように期待できな
いのでございまして、外材は、したがいまして八
千五百十萬立方メートルという膨大な量になる見
込みでござります。しかし、最近外国の產地に
おきましては、木材の需給の逼迫、森林資源の保
護、それから自國産業の育成、そういったような
ことから、日本と同じようにやはりそういった問
題が出ておるわけでございまして、丸太の輸出規
制を強化しようとする動きが見られるのでござい
ます。したがいまして、外材の安定的確保につき
ましては長期的には必ずしも楽観を許さないもの
がござります。このため、今後丸太の輸入の増加
が期待できますのは、針葉樹につきましてはソ連
邦、それから広葉樹につきましてはインドネシア、
バブア、ニューギニア、こういったような国と考
えられるのでござります。これらの国を重点とし
て輸入先の多角化、開発輸入及び長期契約の促進
をはかる必要があると考えております。

申し上げますが、製品輸入の割合は昭和四十五年には二四%、四十七年は二五%という数字でございます。なお、この製品輸入のうち製材につきましては、丸太の輸出規制が強化される方向にありますところのアメリカ、カナダ、それからマレーシア、フィリピンなどから、それからチップにつきましては南方地域から、それからバルブにつきましては北米地域からの輸入増加を見込んでおります。ごぞざいます。

以上のような産地国におきます情勢の変化に対応しまして、四十九年度には新しく国際協力事業団を新設し、開発輸入が適正に行なわれるよう指導を強化しまして、外材輸入の確保につとめるごといたしていところござります。

○片山正義君 これも議論すると長いのでござりますが、趨勢として三八%，製品輸入のほうに転換していくと、こういう見通しました御指導のよに承りました。

そこで通産省の方、来ておられましょうか――。

ちょっとお伺いするんですが、五十六年度閣議決定を経たバルブ材の需要というものは、昭和四十四年から四十六年、これは二千三百五十万立方、これが五十六年には四千十万立方、大体七割増といふのが、バルブがあえるであろう、こういうふうな見通しの閣議決定が出ておるわけでござます。したがって、七割もあえると、こういうことでありますと、これがはたして国内の工場の整備拡充としてあえるのか、あるいは海外においてある程度工場をつくつて、あるいはバルブとして持ってきて、そしてバルブとしてはこれだけあえるというのか。その辺、非常に、先ほど長官もおつやつたように、製品輸入というものが今後は非常に私は問題になる、あるいは考えなければならない趨勢であろうと、こう思います。したがつて、このようにふえていくバルブ需要に対して、通産省としては、まず第一点 海外におけるバルブ工場、これの新設、あるいはバルブとして持ってきて、第一という計画、そういうものを一応五十六年をめどとしてどのように考えておるのか。

それから、時間がありませんから続いて御質問しますが、国内におけるペルプ工場、これはどのように整備体制をとろうとするのか。先ほど長官もちよつと言われましたが、国内におけるチップ材、これは国内にあるわけです。それがなかなか消化されないから造林も進まないと、こういうお話をあつたわけでございますが、そういう関係で国内材を、やはり廃材に近い、ほんとうにペルプ工場はそれを使つていいだけことは非常に日本の経済として、あるいは森林として私は非常に有効なことだと、こう思いますが、そういう意味合いを含めて国内のペルプ工場の整備はどのように考えておられるか。

それからもう一点、最近資源愛護という面から、古紙の回収というものが叫ばれつつあると思います。新しくつぶすよりも、すでにある紙をもう一べん再生産する、古紙回収ということ、そういう利用形態、この三点について、大体五十六年をめどにしてどのようにお考えであるのか、その辺をお示しいただきたいと、こう思います。

○説明員（村岡茂生君） 紙、板紙に対する需要でございますが、現在千六百万トン程度のものを生産しておるわけでございますが、文化の向上あるいは経済の成長に伴いまして、私ども昭和五十五年で一応計算させていただいておりますが、二千四百万トン程度に需要が増進すると、このように考えておるわけでございます。当然、これに見合いまして、原料も多量に消費するようなことになるわけでございますが、先ほど来お話をございましたように、一つの重要な資源であります国内原木、これにつきましては、いろいろ環境問題、国土保全の問題等々がございまして、私どもは、可能な限り国内のチップ、廃材等によるチップの安定的な拡大を望んでおるわけでございますが、現状においては先行きそれほど大幅な伸長も期待できないという現状にございます。

そこで、いろいろ対策を講じなければならぬわけですが、第一点は、海外のチップ及びバルブの確保の問題でございます。その中で、

特にバルブの工場進出と申しますか、これが非常に重要な要素を占めてまいりつづございます。御案内のように、資源保有国におきましては、資源輸出を加工度、付加価値の高い形で輸出するという指向をしておりますし、また、そのようなことがわが国の経済協力にも資すると、こういう見地に立ちまして、可能な限り——いろいろ不利な面もございますが、これを乗り越えて海外へバルブ工場の進出をはかり、安定的なバルブの輸入をはかるということを指向しております。現在もアメリカ、カナダ、ニュージーランド等に五つの工場がすでに進出しておるわけでございますが、このほか、昨年来閣議了解をいたしました ブラジルの大規模なプロジェクト——約四十万ヘクタールの土地にユーカリの木を植えて、これをバルブ及びチップにして日本に輸入する、こういう計画でござりますとか、その他、ただいま動き出そうとしておりますソ連のバルブ・プロジェクトの問題、あとハワイとか ブラジルとか 多々ございますが、そのような海外に対するバルブ工場の新設といううことに重点的に指向してまいりたいと、こう考えておる次第でございます。なお、それに伴いまして、工場の形態もどちらかといいますと臨海地域に立地するようなケースが多いのではないかと思います。

めのPR、地方公共団体に対する援助、あるいは古紙回収業の構造改善のための債務保証であるとか、古紙の需給価格の安定に資するための備蓄場の運営等の事業を行なおう、このようにもくろみで近々団体を設立し、その運動に入ろう、このようにしていく所存でございます。

なお、国内の廃材を利用したチップ等につきましては、可能な限りこれを増加していただくようお願いしたいかのように考えております。

以上でございます。

○片山正英君 時間がないので簡単にお答え願いたいんですが、いまの古紙回収の問題は、現在何%ぐらい回収されて、それが昭和五十五年ですか、何%までやろうとする目標なのか、その辺ちょっと御説明を願いたい。

○説明員(村岡茂生君) 四十八年におきましては現在の——まだ一部推定でございますが、約四〇%でござります。これに対しまして五十五年の正確な見通し——私どもの単純な試算でございますが、四五%，そのように想定してございます。

○片山正英君 むるべくそれは多いほうが努力目標としてはやつていただきたいと思いますが、もう一点だけ、通産省にお伺いをいたしますが、私本で見ますと、産業計画懇談会といふのがございます。財界の有能な方々が今後の資源問題についていろいろ検討しておられる。その中で一つの産業形態としての構造改善の問題を取り上げております。その中で端的にバルブ問題に触れておりまます。読みますと、どういうふうに書いてあるか見ますと、国内のいろいろなバルブ適材あるいはそういう廃材関係、これは極力日本の国内において合理的に利用する、こういうことが正しいといふうにある半面、外国からのバルブは原木で輸入するとかチップで輸入するとか、それは公害問題も含んで、あまり適当な方法ぢやないと、むしろバルブで輸入すべきぢやないだらうか、国外からは。国内のものはもつと合理的に利用する体制をとるべきではないだらうか。こういうふうに見える懇談会の資料を私拝見しているんですが、それ

に對して通産省はどうお考えですか。その点についてお伺いをいたしたい。

○説明員(村岡茂生君) 先生御指摘の産業計画懇談会の答申は、主として環境面及び公害面からの産業のあり方をアプローチしたものかと存じております。私ども通産省としたしまして、基本的に、かつ長期的にものごとを考えますならば、このよ

うな方向に沿つていくべきであろうと、こう考えております。しかしながら、製品の供給の安定性と価格の安定性とを考えて、この内容を急速にま直ちに行なうということにはしさか無理があります。若干時間をかけながらこういう方向へ誘導していくということがあり方なのではないか、かよ

うに考えておる次第でございます。

○片山正英君 時間も非常にないでかいつまんまでまたお伺いしますが、木材価格の問題に触れたいと思います。

農林物資の価格の問題は、大体供給のほうが上

おりますが、木材についても需要供給というものをもつと関連づけていくと、そういう体制を整えるということがぜひ必要ではないかと、こういうふうに思います。

時間がありませんから、やりとりは省略しまして、私の考え方だけを述べますと、林政審議会というのが林業基本法に基づいて設置されております。民間の有識者がその委員になっております。その委員を補佐するような意味合いにおいて林政審議会に幹事会というのが設けられております。

そして、何をするかというと、これは法律に書いてあるとおりでございますが、木材価格、需給と需要がそう急激にふえるわけではない。しかし、供給は豊作、あるいはそうでない、気候の変化等が、木材についてはちょっと趣を異にしまして、むしろ需要の伸び縮みが非常に多い。景気のいきときはうんとつくる、住宅ローンをはじめとして非常に多い。ところが、景気が悪いと一時にそれ

を縮小してしまう。したがって、供給については、たがつて、私は、その幹事会においてこの木材の需要問題、住宅ローンの問題であります。ところが、木材については非常に困難がござります。そこで、林野庁のほうから直接関係各省に折衝いたしまして、いまお話しの点につきましては十分協議しておきましたつもりではございます。ですが、まあ組織としてこれを活用しなきゃならぬじゃないかといふふうにしたいわけであります。官房長を主

御指摘のよう、この幹事会でもつて、特にこの需要の面についての調整ということについては役所間の相談も必要なわけでございますので、そういうふうにしたいわけでございます。でき得れば、確かに先生

幹事会は、やはりここにありますように、二十人の委員を補佐する一つの組織でございますので、大臣は現在のところ各省の官房長を主体に構成しているわけでございます。でき得れば、確かに先生

幹事会で、いまお話しの点につきましては十分協議しておきましたつもりではございます。ですが、まあ組織としてこれを活用しなきゃならぬじゃないかといふふうにしたいわけでございます。そこで、林野庁のほうから直接関係各省に折衝いたしまして、いまお話しの点につきましては十分協議しておきましたつもりではございます。ですが、まあ組織としてこれを活用しなきゃならぬじゃないかといふふうにしたいわけでございます。そこで、林野庁のほうから直接関係各省に折衝いたしまして、いまお話しの点につきましては十分協議しておきましたつもりではございます。ですが、まあ組織としてこれを活用しなきゃならぬじゃないかといふふうにしたいわけでございます。

○政府委員(福田省一君) 木材価格につきましては世界各國の勢のようですが、木材価格の暴騰、暴落は、あに日本ばかりじゃなしに世界各國の大問題になつておるようございます。各国はそれほどどの変動はないにかかわらず、これは暴騰、暴落をしやすい傾向を示すというふうに言えるんじゃないかと思います。そこで私は、やはりこれ

を頭を悩まして、これが実態だと思いま

ざいました。その際に、木材の価格の安定対策という基本にやはり需給の安定がなければならぬと

いふふうに思います。それで答申をいたいたいときさつがございます。確かに先生御指摘のように、林政審議会に、第四条

研究会といふものを設置しまして、それぞれ各分野からの専門の方々にお集まりを願いまして、そ

ういうことを考えまして、実は木材の価格の安定の研究会といふものを設置しまして、それぞれ各分

立てるわけございますが、やはり一つの林産課では限界がございます。そのような意味で、こう

いう機構を活用して、これは資料を要求する、あるいは資料を提出願う、そういう権限も与えられ、

そこでお伺いするんですが、やはり需要供給と

は、一昨年の夏以降、需給のアンバランスから価格が暴騰しまして、秋には相当十一月がピークでございました。

○政府委員(福田省一君) 木材価格につきましては、基づいた幹事会においてもう少し詰めて、そして委員会にもはかり開議を持ち出すと、こういう体制こそまず需給問題を安定させる一つの手段ではないだろうか、このようには思つてございませんが、これらの運用面についてどのようにお考えなつか、まず御意見をお聞かせいただきたいと思

そうして各省が協議できる組織体があるわけです。から、ぜひそういうものを活用して初めて政府として一体とした私はいい案を持っていけるんじやないかというふうにどうも考えられてしまうがございません。そうでないと、どうも三年に一べんぐらいはいつでも木材の暴騰暴落、相変わらず林野庁はけしからぬと、こういうようなお小言が出るんじゃないかというふうに思いますが、ぜひこういう点を。先ほど長官は、木材安定対策、法律でも考え方を十分ひとつお読み取りいたしました。それで対処していただければ、こう思つておる次第でございます。さらに進んで木材安定法、これをおつくりになるということですから、非常にけつこうなことだと思います。そういうような総合施策の中で初めて今回予算をされました備蓄対策といふものが私は生きてくるもんだと、ただ備蓄対策一つで木材価格安定を全部やろうといふところに無理がある。やはりその前に需給調整の問題を本格的に取り上げることこそ需給対策のまづ方向ではないか。それでもなお漏れるところを。それから、時間もありませんから、あとシイタケの原木の問題についてちょっとお伺いいたします。

いま、山村における木材の所得というものは相当のウエートでございますが、その一割を占める大体六、七百億といふのが山村におけるシイタケから上がる所得でございます。非常に私は場所によつては重要な農林物資の一つだと、こう思います。そこで、いま現在、原木が非常に高くなつて困る、国有林の売り払いは三倍ぐらいになつちゃう、これじゃもう安定ができないというよろいろな問題点が私のところに文句が来ておりまます。そこで、林野庁はやはり原木対策といふもの

を本格的にやつてもらわなければならない。いまざいません。そうでないと、どうも考えられてしまうがございません。それで、私は安定を行なうべく一つの方向である、そのための原木対策というものが私ははつきり御指導を打ち出していただきたい。

それで、これも資料をいただいていますから、私が先に言いますが、何か方向としては、森林面積の3%だけをシイタケ原木に大体充てようと、こういうようなお話を承っておりますが、それがほんとうにいいんだろうか。それから、全国的に3%といつても、これは地域によって非常にアンバラがあります。宮崎とか大分とか群馬とか、さりに限ります。その原木確保というのは困難です。全国一様にはいつております。したがつて、3%といつてもこれがそつに重点的に配慮されない限り私はその原木確保といふのは困難であります。暴騰していく、こういきらゝもあると思ひます。したがつて、そういう意味合いの長期見通しを踏まえて、かつ、国有林の販売を踏まえて——国有林の販売のほうが高いと言つていますから、その販売も踏まえて農山村安定のひとつの方針づけを林野庁は積極的にやつていただきたい、こういう意味合いから、ほんとに簡単でいいですから、長く必要ありませんから、簡単な要約した御答弁をお願いします。

○政府委員(福田省一君) シイタケは、いま御指摘ございましたように、農村における副業として重要な収入源にもなつておりますが、非常に国有林の特に国有林について原木が高いではないか

といふ御指摘を受けております。ほかの委員会でも再三御質問を受けたのでございます。しかし、この国有林の例をとりましてちょっと簡単に具体的にその対策を申し上げたいと思いますが、まず、同じ木がバルブになつたり、それからシイタケ、ナメコの原木になつたり、木炭の原料になつたり、いろいろな用途がございます。ところが、バルブが上がつたために引きずられて価格が上がつてゐる

原木対策といふのは農山村における私は安定を行なうべき一つの方向である、そのための原木対策というものが私ははつきり御指導を打ち出していただきたい。

それで、これも資料をいただいていますから、私が先に言いますが、何か方向としては、森林面積の3%だけをシイタケだけについての特別の部分林制度でこのシイタケだけについての特別の部分林制度でこの原木を確保するということを積極的に奨励してますから、共同買い受け制度といふことも考えまして、製材業者等と一緒に買う場合に、その内容を区分して、共同買い受けにして内容を区分してそれぞれの手渡すようにするということもいたしております。

それから、特に私は部分林制度というもの推進する必要があらうというように考えますので、シイタケだけについての特別の部分林制度でこの原木を確保するということを積極的に奨励してますから、共同買い受け制度といふことを重視してますから、共同買い受け制度といふことも考えまして、製材業者等と一緒に買う場合に、その内

容を区分して、共同買い受けにして内容を区分してそれぞれの手渡すようにするということもいたしております。

以上、簡単でございますが、特に国有林についての対策をございます。

○片山正英君 私の与えられた時間もう一、二分でございますが、最後に一点だけお伺いして質問をやめます。

この前、三月八日の朝日新聞の夕刊に、「乱伐黒字」という論説が出ておりました。読みますと、非常に国民を惑わす私は表現であるし内容であると、端的に言えばこういう印象しか受けない表現を見せておるわけです。

そこで、私は、林野庁としてもこれは、こんなものは満足——満足というか、国民を惑わすよ

うな結果になるんじゃないかと、私もそう思いました。また、事実とすればこれはたいへんなことござります。しかし、定義も何にもないんで、「乱伐」は何か、「黒字」は何かなしに書いてあるわけですからおかしなことでございます。しかし、こ

ういう文章も出た以上、私は、林野庁としてこれに対する確固たる御説明、簡単でいいですから、していただきたい、こう思います。

○政府委員(福田省一君) 簡単に、という特にお話でございますので、かいしまんで申し上げます。そこで、国有林の経営の方針につきましては、四十八

という傾向がございますので、まずこれを振り分け——手はかかりますけれども、振り分けて販売するということをひとつ指導しております。

それから、共同買い受け制度といふことも考えまして、製材業者等と一緒に買う場合に、その内容を区分して、共同買い受けにして内容を区分してそれぞれの手渡すようにするということもいたしております。

それから、特に私は部分林制度といふのを推進する必要があらうというように考えますので、シイタケだけについての特別の部分林制度でこの原木を確保するということを積極的に奨励してますから、共同買い受け制度といふことを重視してますから、共同買い受け制度といふことも考えまして、製材業者等と一緒に買う場合に、その内

容を区分して、共同買い受けにして内容を区分してそれぞれの手渡すようにするということもいたしております。

それから、特に伐採の方法は、皆伐の場合は小面積にする。あるいはそれを分散させます。あるいは天然林として經營する場合にはそなへんとうにいいんだろうか。それから、全国的に3%といつても、これは地域によって非常にアンバラがあります。宮崎とか大分とか群馬とか、さりに限ります。その原木確保といふのは困難であります。全国一様にはいつております。したがつて、3%といつてもこれがそつに重点的に配慮されない限り私はその原木確保といふのは困難であります。暴騰していく、こういきらゝもあると思ひます。したがつて、そういう意味合いの長期見通しを踏まえて、かつ、国有林の販売を踏まえて——国有林の販売のほうが高いと言つていますから、その販売も踏まえて農山村安定のひとつの方針づけを林野庁は積極的にやつていただきたい、こういう意味合いから、ほんとに簡単でいいですから、長く必要ありませんから、簡単な要約した御答弁をお願いします。

○政府委員(福田省一君) シイタケは、いま御指摘ございましたように、農村における副業として重要な収入源にもなつておりますが、非常に国有林の特に国有林について原木が高いではないかといふ御指摘を受けております。ほかの委員会でも再三御質問を受けたのでございます。しかし、この国有林の例をとりましてちょっと簡単に具体的にその対策を申し上げたいと思いますが、まず、同じ木がバルブになつたり、それからシイタケ、ナメコの原木になつたり、木炭の原料になつたり、いろいろな用途がございます。ところが、バルブが上がつたために引きずられて価格が上がつてゐる

では、公益性を重視して、そうして必要な、いい森林をつくるための伐採をし、あと地の造林をしていくという考え方方に立っておりまして、決して黒字を出すために乱伐をしていくというふうな考え方ではないということだけを申し上げておきたいたいと思います。

〇片山正英君 世界の各国の趨勢は、林野庁といふのは非常に山をよくする官庁である。これはヨーロッパその他でもそのような通説が通っています。そして国民はそれを期待しております。ところが日本においては、どうも林野庁といふのは乱伐したり乱開発するところだらうというような世論の新聞がたまたま散見します。残念だと私は思います。そういう意味で、林野庁はもっと積極的にこういう問題を国民に解明していただきたい。これこそ私はその誤解を解くものだ。また悪いところがあれば謙虚に反省する、こういう態度だといふこと必要だと。世界の大勢はまさしく森林の愛護に向かっており、それは林野庁がやるべきだといふほんとうに熱意を持った支持があるので、どうも日本はそれがない。情けないことありますから、積極的な対処こそお願いを申し上げたいと申します。そして、たとえば、いやしくもベースアップによつて、そのベースアップによつて山の保護がそちらのほうに、金が使われて、そうしてほんとうに山を育成するほうに使われていかないといふのは言えるわけございませんけれども、やはり山の育成の費用については、これは大蔵省とともによくお打ち合わせをいただいて、國民に誤解を招かないような方向こそ確立をしていただきたい。これは御要望でございます。

ていただきます。たいへんありがとうございます。

地方公共団体並びに公有林の関係に関してもう一例あげてお尋ねをしてみたいと思うんですが、山梨と長野県の県境に近いところに小淵沢町という町があります。この小淵沢町の地域内に今度肉牛のセンターを建設をするという計画がきまりまして、これは四十九年度から着工すると、こういうのであります。私がこの問題をあえて取り上げるのは、いわば午前中から繰り返し言つてきております、山を守つていくということにかかるのではないかと思うからであります。約三百十四町歩です。これは県有林のほとんどが部分林ですね。部分林でございまして、大体十五年生から二十五年生くらいのカラマツの美林地帯。聞くところによりますと、この部分林の関係ですかから結局補償が行なわれるようになりますが、補償の額の精算が約四億円近くになるというのですから、これは相当の美林地帯であるということを御推察いただけると思うわけなんですが、これをもとより伐採をして肉牛センターの計画を進める、こういうことをあります。すでに県議会の中においても反対意見などもありましたけれども、決定をされて新年度もう着手と、こういうことになつているわけなんですが、こういうような私は肉牛センターといふのはまたこれは農政の面から確かに必要大切なことだと思います。しかし、申し上げましたようなカラマツ美林の地帯をわざわざこななくていいかと思いますし、同時に、このような計画が検討されることについては、やはり森林行政といふような見地から、いまのところでは国は全然かわり合いを持たない、いわば県が独自に計画し遂行するというような、言うなれば、全く国の影響というものは受けないような形になつてしまつて、前中から同じようなことを申し上げておるんですけど、せっかく今回の森林法改正の中でもって開発の規制などを新たに取り上げて、そして言うなれば、森林日本をつくり上げていこうという、こういう法の精神からいたしましたても、とんでもない

ところに大きな抜け穴があつて、いわば地方公共団体の事業あるいは公有林の扱い、こういうふうなところでもって、これが大きな抜け穴になつて、法律そのものはもとよりかかわり合いは持たぬにいたしましても、国の森林行政という立場からいたしますと、全く、何といいますか、大きく失つていいかなきやならないような、こういう関係というのが、私には何としても心配の種になるわけでありまして、こういうようなことについて今後どうあるべきかというような点でもって少し長官の御意見から承りたいと、こう思ふんですがね。

○政府委員(福田省一看) 林野庁としましては、現在あります森林、これは国有林、民有林、含めてでございますけれども、けさほど申し上げました二千五百万ヘクタール、約六八%が森林でござります。これはそれで十分かと、世界各国に比較しまして一人当たりの森林面積にしますと、百四十六カ国の中百十番目ぐらいでございまして、非常に少ないというふうに私たちには判断しておるのでござります。でございますので、林野庁だけの立場から申し上げますと、できただけこの森林は減らさぬようにする。むしろ逆にふやしてその内容を充実してまいりたいと。それでさえもなお、将来自給率はいまよりよくなりますがけれども、だいぶ外材に依存しなきやならぬ度合いというのではやはり四割ぐらいでござります。そういうふうに思つておりますが、しかし、最近、私から申し上げるまでもなく、畜産振興の問題もきわめて重要でござります。そこで、数年前にできました国有林の活用法案というものがござります。あの精神に基づきまして、できるだけ私たちも御協力するようにいたしております。畜産局と林野庁の間におきまして、はたして畜産振興に役立つ土地がどれくらいあるかということも基本的には最近調査することにいたしております。で、ここの場合も県有林ではございますけれども、やはり同じような精神ができるだけ森林というものは保存していきたいと思うわけでございますが、そこに畜産振興と森林系統の調和点をど

ここに見出ですかといふなかなかむずかしい問題もございますが、よく私たちも、国有林のみならず、そういった面につきましては、林野庁と畜産局との間でよく連絡をとりまして、同じ農林省の中でもござりますので、具体的に現地を検討し、調整をはかつてまいりたいと思っております。

いま御指摘の三百十四ヘクタールの問題でござりますが、採草地、放牧地、混牧地、森林、いろいろ内容はござりますけれども、できるだけ森林をそこへ残す。たとえば放牧地とか混牧地はこれはできるだけ森林を残すわけでござりますけれども、建物をつくる場所はどうしても切らなければならぬということもありましょうけれども、そういう意味で、これは具体的な問題でござりますので、必要なものであるならば、農林省としてもよく連絡をとりながら、県を指導してまいりたいと、こう考えております。

○神津清君 私は繰り返し心配の点だと、こういうふうに申し上げておるし、今後こういうような事態にどう対応していかなきゃならぬかというふとなんですが、まあ、私が三つばかりの例をあげたわけですけれども、結局は、その目下のところ、国とすればですね、県が定める計画、しかも、それが県有林ということにおいては、全然これは手のつけようがないという、こういうことにしかならないですよね、そういう点はどうなんでしょうか。

○政府委員(福田省一君) 森林二千五百万ヘクタールのうち、国有林は約八百万ヘクタール、残りの森林のうち約七百万ヘクタールというのは、保安林とか、あるいはある程度規制をされておる森林でござります。全然いまのところ何の規制方法もないという普通林が約一千万ヘクタールあるわけでございまして、今度の森林法改正の趣旨は、この一千万ヘクタールの普通林について何とかひとつ規制をしてまいりたいと、行き過ぎた乱開発を抑えるという趣旨で発足したものでございまして、ございますので、国有林なりあるいは公有林といふものにつきましては、それぞれ農林大臣

あるいは県知事というものがこれを規制してまるわけですが、私有林につきましても、先ほど申し上げましたように、大体一町歩以上の許可制をするということを考えておりますし、それから、午前中に道路のことを先生しばしばおっしゃっていただきました。で、面積一町歩以上といふこともあります、道路につきましては、やはりこれは延長で考えますけれども、規制についての基準を設ける考え方であります。そういう形で私有については規制いたしますが、公有林につきましてはやはりそういういた指導をしてまいりました。しかし、午前中には規制いたしましたが、公有林については規制いたしました。で、面積一町歩以上といふこともあります、道路につきましては、やはりこれは延長で考えますけれども、規制についての基準を設ける考え方であります。そういう形で私有については規制いたしましたが、公有林につきましてはやはりそういういた指導をしてまいりました。

○神沢淨君 その指導をしていく方途というか手続なんですけれども、午前中からの論議の上で

もって私が判断するのは、せっかく森林法の改正を行なって、いまお話をありました普通林に対して、乱伐から、乱開発から規制をしていくと。こ

れはその点におきましてはこの法の改正によって十分の目的の達成というものが期待できるだろうと思うのですが、そういう国としては苦労をされ

てながらも、一面においては地方の公共団体が

しかも公有林について私は道路の問題をあげた

り、いまこの牛ゼンターの問題をあげたりしておるわけなんですが、こういうような事業計画を

立てて、そして遂行していく。これに対し國が、

国家的な立場からいわゆる森林の行政という立場から、何らチェックの方法がない。指導とい

ましても、それはいわゆる、おかしな言い方にな

りますか知りませんけれども、法制の上において

やるなりますと、森林の問題をあげたりしておる

うが、あるいは公有林でございましょうが、ある

いはまた私有林の場合につきましては、所有形態

のいかんにかかわらず、森林の開発については、

ある程度の基準を設けて、これ以上のことをやつ

てはいかぬぞと、基準をつくる話につきましては

先ほど申し上げたわけでございます。たとえば水

の問題、それから土砂流出の問題、それから環境

の問題と三つに分けてやるんだと、それは次官通

達でこまかい基準をきめますと、こうしたわけでござります。なぜそれを法律に入れなかつたかと

申しますと、北は北海道から南は沖縄まで、

いろいろと山の地形、はえております木、気候、

風土、それそれ違つたわけでござりますから、一律

いられないという場面だつてもそれは当然あり得る

であります。それは決して有力な手段ではないでしょ

うから、指導を受けないといふ場面だつて十分――受けないといいますか、聞き

題といふ見地に立つて考へれば、やっぱりこれは、

かりに引例をして意見を申し述べたのでありますけ

ども、現在においては、端的な言い方をします

けれども、國としては、法制度上の手だてといふ

ものはこれはもうないと。したがつて、やはり積

極的に任意な指導というようなものを心がける以

外にはないと、こういうようなことになつてしま

ふんだと、こう思ふんですが、この点でもつてや

はり今回民有林対象の法の改正といふものとなさ

れるとともに、さらにいま取り上げております公

有林の問題、それから地方公共団体の事業に対し

てのいわゆる法制上の指導の行なえるようなこと

をやつぱり考えていく必要があるんじゃないかな

それをしなければ、そこが大きな抜け穴になつてしまふと、こういうよう思うもんですから、そ

の点を問題として取り上げているわけなんですね

れども、そういう点についてはどうなんでしょう。

長官のお考へなどを聞かしてください。

○政府委員(福田省一君) 国有林でございましょ

うが、あるいは公有林でございましょうが、ある

いはまた私有林の場合につきましては、所有形態

のいかんにかかわらず、森林の開発については、

ある程度の基準を設けて、これ以上のことをやつ

てはいかぬぞと、基準をつくる話につきましては

先ほど申し上げたわけでござります。たとえば水

の問題、それから土砂流出の問題、それから環境

の問題と三つに分けてやるんだと、それは次官通

達でこまかい基準をきめますと、こうしたわけでござります。なぜそれを法律に入れなかつたかと

申しますと、北は北海道から南は沖縄まで、

いろいろと山の地形、はえております木、気候、

風土、それそれ違つたわけでござりますから、一律

いられないという場面だつてもそれは当然あり得る

であります。それは決して有力な手段ではないでしょ

うから、指導を受けないといふ場面だつて十分――受けないといいますか、聞き

題といふ見地に立つて考へれば、やっぱりこれは、

かりに引例をして意見を申し述べたのでありますけ

ども、現在においては、端的な言い方をします

けれども、國としては、法制度上の手だてといふ

ものはこれはもうないと。したがつて、やはり積

極的に任意な指導というようなものを心がける以

外にはないと、こういうようなことになつてしま

ふんだと、こう思ふんですが、この点でもつてや

はり今回民有林対象の法の改正といふものとなさ

れるとともに、さらにいま取り上げております公

有林の問題、それから地方公共団体の事業に対し

てのいわゆる法制上の指導の行なえるようなこと

をやつぱり考えていく必要があるんじゃないかな

それをしなければ、そこが大きな抜け穴になつてしまふと、こういうよう思うもんですから、そ

の点を問題として取り上げているわけなんですね

れども、そういう点についてはどうなんでしょう。

長官のお考へなどを聞かしてください。

○政府委員(福田省一君) 国有林でございましょ

うが、あるいは公有林でございましょうが、ある

いはまた私有林の場合につきましては、所有形態

のいかんにかかわらず、森林の開発については、

ある程度の基準を設けて、これ以上のことをやつ

てはいかぬぞと、基準をつくる話につきましては

先ほど申し上げたわけでござります。たとえば水

の問題、それから土砂流出の問題、それから環境

の問題と三つに分けてやるんだと、それは次官通

達でこまかい基準をきめますと、こうしたわけでござります。なぜそれを法律に入れなかつたかと

申しますと、北は北海道から南は沖縄まで、

いろいろと山の地形、はえております木、気候、

風土、それそれ違つたわけでござりますから、一律

いられないという場面だつてもそれは当然あり得る

であります。それは決して有力な手段ではないでしょ

うから、指導を受けないといふ場面だつて十分――受けないといいますか、聞き

題といふ見地に立つて考へれば、やっぱりこれは、

かりに引例をして意見を申し述べたのでありますけ

ども、現在においては、端的な言い方をします

けれども、國としては、法制度上の手だてといふ

ものはこれはもうないと。したがつて、やはり積

極的に任意な指導というようなものを心がける以

外にはないと、こういうようなことになつてしま

ふんだと、こう思ふんですが、この点でもつてや

はり今回民有林対象の法の改正といふものとなさ

れるとともに、さらにいま取り上げております公

有林の問題、それから地方公共団体の事業に対し

てのいわゆる法制上の指導の行なえるようなこと

をやつぱり考えていく必要があるんじゃないかな

それをしなければ、そこが大きな抜け穴になつてしまふと、こういうよう思うもんですから、そ

の点を問題として取り上げているわけなんですね

れども、そういう点についてはどうなんでしょう。

長官のお考へなどを聞かしてください。

○政府委員(福田省一君) 国有林でございましょ

うが、あるいは公有林でございましょうが、ある

いはまた私有林の場合につきましては、所有形態

のいかんにかかわらず、森林の開発については、

ある程度の基準を設けて、これ以上のことをやつ

てはいかぬぞと、基準をつくる話につきましては

先ほど申し上げたわけでござります。たとえば水

の問題、それから土砂流出の問題、それから環境

の問題と三つに分けてやるんだと、それは次官通

達でこまかい基準をきめますと、こうしたわけでござります。なぜそれを法律に入れなかつたかと

申しますと、北は北海道から南は沖縄まで、

いろいろと山の地形、はえております木、気候、

風土、それそれ違つたわけでござりますから、一律

いられないという場面だつてもそれは当然あり得る

であります。それは決して有力な手段ではないでしょ

うから、指導を受けないといふ場面だつて十分――受けないといいますか、聞き

題といふ見地に立つて考へれば、やっぱりこれは、

かりに引例をして意見を申し述べたのでありますけ

ども、現在においては、端的な言い方をします

けれども、國としては、法制度上の手だてといふ

ものはこれはもうないと。したがつて、やはり積

極的に任意な指導というようなものを心がける以

外にはないと、こういうようなことになつてしま

ふんだと、こう思ふんですが、この点でもつてや

はり今回民有林対象の法の改正といふものとなさ

れるとともに、さらにいま取り上げております公

有林の問題、それから地方公共団体の事業に対し

てのいわゆる法制上の指導の行なえるようなこと

をやつぱり考えていく必要があるんじゃないかな

それをしなければ、そこが大きな抜け穴になつてしまふと、こういうよう思うもんですから、そ

の点を問題として取り上げているわけなんですね

れども、そういう点についてはどうなんでしょう。

長官のお考へなどを聞かしてください。

○政府委員(福田省一君) 国有林でございましょ

うが、あるいは公有林でございましょうが、ある

いはまた私有林の場合につきましては、所有形態

のいかんにかかわらず、森林の開発については、

ある程度の基準を設けて、これ以上のことをやつ

てはいかぬぞと、基準をつくる話につきましては

先ほど申し上げたわけでござります。たとえば水

の問題、それから土砂流出の問題、それから環境

の問題と三つに分けてやるんだと、それは次官通

達でこまかい基準をきめますと、こうしたわけでござります。なぜそれを法律に入れなかつたかと

申しますと、北は北海道から南は沖縄まで、

いろいろと山の地形、はえております木、気候、

風土、それそれ違つたわけでござりますから、一律

いられないという場面だつてもそれは当然あり得る

であります。それは決して有力な手段ではないでしょ

うから、指導を受けないといふ場面だつて十分――受けないといいますか、聞き

題といふ見地に立つて考へれば、やっぱりこれは、

かりに引例をして意見を申し述べたのでありますけ

ども、現在においては、端的な言い方をします

けれども、國としては、法制度上の手だてといふ

ものはこれはもうないと。したがつて、やはり積

極的に任意な指導というようなものを心がける以

外にはないと、こういうようなことになつてしま

ふんだと、こう思ふんですが、この点でもつてや

はり今回民有林対象の法の改正といふものとなさ

れるとともに、さらにいま取り上げましては、公

共團體の事業と公有林問題といふのは、これはあ

るわけでございます。

○神沢淨君 保安林の関係というのは、これはあ

りますか。

○政府委員(福田省一君) 保安林は国有林、民有

林通じまして、大体全森林の三割ぐらいは保安林

であります。そのうちの大部分が水源涵養

林、約七五%を占めています。これは非常に

大切で、先生御出身が山梨県ですから、特にその

地帯について御心配かと思います。北海道に次い

で県有林が一番多い県でもございますし、また、

そこは御承知のように恩賜林ではございません

が、相當切ったあとでございまして、これから育

成しなければならぬという森林を多くかえてお

ります。かつていろいろと台風の場合、被害を受けた例もございました。なればこそ、やはり特に

山梨県の場合にはそういう御心配があるかと思

います。いま申し上げたよなに八五%が、そ

れぞれも、現状においては、これは当初のスカイライ

ンであります。それで、これは當初のスカイライ

ンであります。それで、これは當初のス

こんな重大な計画というものが、しかも八五%に
も及ぶような保安林の地勢上にどんどん進行して
しまってはいるといふうな点が、私は、何として
も大きな盲点になつていくんじゃないかといつこ
とが憂慮されるわけなんんで、ですから、繰り
返しになりますが、私はやっぱりこれが大きな日
本の国全体の森林行政といふものの上で抜け穴
なんかになつてはいけない、こういうこと
でもって、この森林法の中でいま日の前にという
ことを言うではありませんけれども、森林法の改
正をして、そうしていわゆる民有林を規制、指導
の傘下に置くようになつた以上は、やはり公有林問
題というやつをこれは次に取り上げる必要がある
んじやないか。そうしないことには、この国全体
の森林行政というものは成り立つていかない、そ
こに大きな落とし穴を残してしまう、こういうこ
とを実は申し上げていいわけです。
この問題にばかりかつてもおれませんから、
以上でもつてこの問題は終わりますけれども、も
う一度ひとつ、長官とそれからできたら次官から
も、今後の対応の考え方といいますか、さらに
承つておきたいと、こう思います。

ゆだねられているわけだと思いますけれども、た
だ、条件をつけてといつても、これ、どういう条
件をつけるか、基準は示してないようですか、
これは知事の自由裁量でもって条件をつける。そ
うすると、その統いて四項では、しかし、条件を
つける場合に、不当の義務を課すようなことが
あってはならぬと、こうその条文ではなっており
ますが、不当であるかないかはだれがきめるのか。
常識でどういうようなことじや、これは法律にはな
らぬと思うんですよ。その点はどうでしよう。条
件の範囲、内容というようなものはどういうふ
にきめていくのか。それから、これはまるつきり
委任をした知事の自由裁量にゆだねてしまうの
か。それから、その条件が不当であつてはならぬ
と、しかし、不当であるかないかというような判
断もどこできめるのか。これらの点をちょっと
やつぱり明らかにしなきや、この法律の運用とい
うやつはやつかいじやないかと、こう思いますが
ね。

○神沢淨君 それはやはり午前中片山委員の質問がありました許可の除外の条項を次官通達でもって示すというような運用をすると、こういうお話をだつたですが、やはりこの問題についても何かそうしたような方法がとられない限りは、これは全然知事の自由裁量ということにならざるを得ないと思うんですが、そういう点はいかがでしょう。

○政府委員(平松甲子雄君) 先ほどもお答え申し上げましたように、この開発許可制度の運用にあたっては基準を私どものほうでお示しをすることによりまして知事さんの恣意的な運用におちいらないようなどいろいろなことを考えておりまして、私どもいたしましては、この法律の施行の際にそういうふうなことに関する相当基幹的な、基本的な事項については施行通達としてことで、次官通達で対処してまいりたいというふうに考えております。

○神沢淨君 それから、ついでにお聞きしておきたいと思うんですが、さつき長官の御答弁の中にも触れられておったと思いますけれども、もうすでにこの法改正の以前において、むしろ都道府県のほうが、ほとんど全国的に、条例をもつて同様目的に対する条例制定をして規制をやつておる情勢というものを私どもも聞き及んでおるわけなんですが、そこで今回の、この法改正の内容といいうものを策定をされる際に、それそれそういう都道府県の条例の内容などを参考にされて検討をされているかどうか。というのは、法律をつくることによって、都道府県の条例と比べてみると、ある都道府県については条例のほうがきびしくて、法律がきまることによって何か逆行するような規制内容を府県によってはゆめるめてしまうような、そういうことがあってはならないじゃないかと思いまして申し上げました。都道府県が現在森林の開発を含めたあと地利用に関する条例等をきめておるという府県の数につきましては相当數にわたっておるのでちょっと伺つておきたいと思います。

○政府委員(平松甲子雄君) 先ほど長官からお答え申し上げました。都道府県が現在森林の開発を

のを全然有しない県はわざかに四県といふらうな状況でござります。府県が現在規定しております条例なり要綱なりといふものにつきましては、府県できめます規制の範囲、県民に対する制約といふものにつきましては、憲法二十九条の規定の關係がございまして、条例の中で、あるいは要綱の中で規定する中身といふのはごく軽度のものにとどめるといふようなことが制約としてあるものでござりますから、届け出等に主眼を置くというような形になつておりますので、われわれが現在考えておりますような内容のものにつきましては、ほとんど一つぐらいの府県ではないかといふうに考へるわけでございまして、大体、私どもが法律の上で規制をしていくことのほうが書きびしいというふうにお考えいただいてけつこうだと思ひます。

○神沢淨君 そうすると、それでは次の問題に移りますけれども、けさほどから例の、何といふんでしょうか、森林の公益的機能計量化調査といふ、十二兆八千億という、こういう数字がときどき出ていたですけれども、この際に、手元に資料がありでしたらちょっと私、お聞きしておきたいと思うんですが、大別でよろしいですから、たとえば大気淨化についてとか、あるいは災害の防止についてとか、あるいは水源の涵養についてとか、土砂の流出を防止するものについてとか、こういふうなものをお聞きしておきたいと思いますが、いまここへ資料届けていただきましたけれども、一応しか御説明をください。

○政府委員(福田省一君) いまお手元に差し上げましたパンフレットの一〇ページをごらんになつていただきます。ここに、森林の機能のおもなるものでござりますけれども、六つあげてございます。一つは水源涵養の機能、次は土砂流出を防止する機能、その次は土砂が崩壊するのを防ぐ機能、それから保健休養の機能、それから野生鳥獣の保護の機能、先ほど出ました酸素を供給する機能、こう六つございます。その水源涵養機能と申しますのは、もしかりに日本に森林がなかつたとした

ならば、森林がためる水、それにかわって堰堤をつくるべきいいわけです。その堰堤をつくるとするとどれぐらいかかるかというと一兆六千一百億円かかると、端的に申し上げますと、そういうことでございます。同じようにして、土砂流出防止、土砂崩壊防止、保健休養、そいつたようなことをずっとあげますといふと十二兆八千二百億円と、こうなるという計算でございます。これは約二年かかって現地でいろいろ調査した結果でございまして、これをもとにしてまた経費の負担等についていろいろその根拠をつくり出してお願いしたいと、こう思つておるものでございます。これは日本の森林全部が一年間に出す一つの機能をお金に換算したものでございます。

○神沢淨君 そこで、時間もだんだん窮屈になつてきながら端的に伺つてまいりますが、午前中の片山委員からの御質問の中でもつて、私権を抑制をする以上は、つまり、当然補償の反対給付が考えられなければならない。これは私は民主主義といふものの原則だろうと、こう思いますが、それに対する長官のお答えは、農地の関係などを引例をされまして、そしてお答えになつて、いたようあります。私がいまこうやつて御説明を受けると、とにかくきよこういう計量化的調査をするには四十九年度利根川の例を引きまして、こまかに体的にどう分担させらるべきかということを法律はこれまでございましたから、恩恵を与えているわけでござりますから、これはみんなで分担すべきじやなかろうかということなんですが、さて、じや具体的にどう分担させらるべきかということを法律に盛り込むには、まだいささかこれだけでは、条件というかデータが不十分でございますので、実際にどうういう形で返すかということにつきましてはこれはずかしい問題だらうと思いまして、森林法の中でも規定されておるだけの十二兆八千億億、一年間利益をあげているだけの十二兆八千億、一年間利益をあげている意味は、もし国有林という意味にとりますれば別に国有林だけの利益ということじやなくて、受益の対象者は全部一億の国民であるというふうに考えたほうがいいんじゃないかと私は思うわけですが、そういうことでございますから、こ

れだけの十二兆八千億、一年間利益をあげているわけでござりますから、恩恵を与えているわけでござりますから、これはみんなで分担すべきじやなかろうかということなんですが、さて、じや具体的にどう分担させらるべきかということを法律に盛り込むには、まだいささかこれだけでは、条件というかデータが不十分でございますので、実際にどうういう形で返すかということにつきましてはこれはずかしい問題だらうと思いまして、森林法の中でも規定されておるだけの十二兆八千億億、一年間利益をあげている意味は、もし国有林という意味にとりますれば別に国有林だけの利益ということじやなくて、受益の対象者は全部一億の国民であるというふうに考えたほうがいいんじゃないかと私は思うわけですが、そういうことでございますから、こ

ことにもなるでしようし、そこには当然法律上の損失を生ずることもこれは間違いないわけです。そうすると、収益をあげた側が、それは国民一人だけその収益を享受するなど、それは当然のことですけれども、それはやっぱり国が代表するわけですから、そうすると、収益をあげた側の国が損失を受けた民家に対して反対給付的な、いわゆる補償的な措置を講ずるというこの原則的な考え方私は当然成り立つと思いますし、それは具体的にはどうういう方途を講じ得るかということになるとこれはむずかしい問題だらうと思いまして、午前中のお答えにありましたように、たとえば農地の移動制限がなされたような場合に、それははどうういう形で返すかということにつきましてはこれはずかしい問題だらうと思いまして、森林法の中でも規定されておるだけの十二兆八千億億、一年間利益をあげている意味は、もし国有林という意味にとりますれば別に国有林だけの利益ということじやなくて、受益の対象者は全部一億の国民であるというふうに考えたほうがいいんじゃないかと私は思うわけですが、そういうことでございますから、こ

ことにもなるでしようし、そこには当然法律上の損失を生ずることもこれは間違いないわけです。そうすると、収益をあげた側が、それは国民一人だけその収益を享受するなど、それは当然のことですけれども、それはやっぱり国が代表するわけですから、そうすると、収益をあげた側の国が損失を受けた民家に対して反対給付的な、いわゆる補償的な措置を講ずるというこの原則的な考え方私は当然成り立つと思いますし、それは具体的にはどうういう方途を講じ得るかということになるとこれはむずかしい問題だらうと思いまして、森林法の中でも規定されておるだけの十二兆八千億億、一年間利益をあげている意味は、もし国有林という意味にとりますれば別に国有林だけの利益ということじやなくて、受益の対象者は全部一億の国民であるというふうに考えたほうがいいんじゃないかと私は思うわけですが、そういうことでございますから、こ

ことにもなるでしようし、そこには当然法律上の損失を生ずることもこれは間違いないわけです。そうすると、収益をあげた側が、それは国民一人だけその収益を享受するなど、それは当然のことですけれども、それはやっぱり国が代表するわけですから、そうすると、収益をあげた側の国が損失を受けた民家に対して反対給付的な、いわゆる補償的な措置を講ずるというこの原則的な考え方私は当然成り立つと思いますし、それは具体的にはどうういう方途を講じ得るかということになるとこれはむずかしい問題だらうと思いまして、森林法の中でも規定されておるだけの十二兆八千億億、一年間利益をあげている意味は、もし国有林という意味にとりますれば別に国有林だけの利益ということじやなくて、受益の対象者は全部一億の国民であるというふうに考えたほうがいいんじゃないかと私は思うわけですが、そういうことでございますから、こ

ことにもなるでしようし、そこには当然法律上の損失を生ずることもこれは間違いないわけです。そうすると、収益をあげた側が、それは国民一人だけその収益を享受するなど、それは当然のことですけれども、それはやっぱり国が代表するわけですから、そうすると、収益をあげた側の国が損失を受けた民家に対して反対給付的な、いわゆる補償的な措置を講ずるというこの原則的な考え方私は当然成り立つと思いますし、それは具体的にはどうういう方途を講じ得るかということになるとこれはむずかしい問題だらうと思いまして、森林法の中でも規定されておるだけの十二兆八千億億、一年間利益をあげている意味は、もし国有林という意味にとりますれば別に国有林だけの利益ということじやなくて、受益の対象者は全部一億の国民であるというふうに考えたほうがいいんじゃないかと私は思うわけですが、そういうことでございますから、こ

それから、もう時間がありませんから、最後に森林組合という問題について私がわからない点を二つ伺いたいのですが、私は山のこととはわからないし、まあ、私などは山のことはわからないし、まあ百十ほど農業協同組合が農家、農民、耕作者というものの利益、言うなれば、社会的経済的な地位の向上というものを目的にして、そして民主的に組織をする団体、というようなものとは若干違つて、何かこの森林法というものの達行のため、その中の一体系というふうな、まあ適宜な言い方がないで残念ですが、ですから、協同組合なんかとは違つた、いわば森林法を通しての森林施策の中でもつ一つの役割りを果たしていく団体、こういう性格に理解をするわけなんですがね。ところが、書いてあるところを見ますと、森林の施業の合理化と生産力の増進というようなことを目的の一つとし、さらには森林所有者の社会的経済的な地位の向上というようなこともうたつっているわけなんですね。そうなりますと、私は、やはり組合理論の上から考えて、森林組合——まあ森林組合だと施設森林組合だと、何か出資施設森林組合とかいろいろありますて私は実際のところわかりかねる点が多いんですけども、これらの問題はまたいずれかの機会に勉強さしていただこうことにして、森林組合というものの性格の問題を、やはりまあ林家——林民といふことはないかもしませんが、事業の遂行のための一体系ではなくて、やはり人を中心とした、いわば農業協同組合に類似をしたような、そういう組合に育成気をしていくということのはうが私は妥当みたいな気がするんですけれども、そういう点はどうなんでしょうか。

であるとか、そういう公共的な公益的な機能を有するんだというふうなことがあるわけでござります。して、森林が林木を成立させておるということで、そのことによって非常に公益性の機能を持つておると、そういうことから、その公益性の機能のより一そな發揮ということが森林法の大きなねらいであるということございまして、森林法の中規定されております森林組合につきましても、七十四条で、森林施業の合理化と森林生産力の増進というものを組合の目的としてうたつておる。同時に、普通の農業であるとか漁業であるとか、そういうようなことで、農業、漁業に従事する者ということとてなしに、森林の所有者というものを構成の要件としておる。これは、森林が、いま申し上げましたような公益的機能を有するという、その公益的機能を有する森林の所有者という属性においてこの団体の構成員になるというふうなことを考えておるわけでございまして、通常の経済団体とは多少性格を異にするというふうに御理解いただきたいといふんではないかというように考えるわけでございます。

私は結局は日本の山を守っていく、日本の山をつくるしていくというのは、だれがやるではなく人がやるんですから、その人をどう養成をしていくか。さっきも林家、林民なんていうことを言つたんですねけれども、かりにこういうことばがあるとすれば、ほんとうにこれから山づくり——山を守るに足るような意欲を持った人を養成していくについては、やっぱりこれは組合などの役割りといふことには、幾らっぱな法律をつくってみたところでもつて、全くこれは画餅と同様だといふふうに考えられます。この人をつくるという点について、は、やっぱりこれは組合などの役割りといふものがかなり大きいのではないか。したがつて、山事業の組合ではなくて、人をつくりあげていくところの組合、ほんとうの意味の山づくりにな手をつくりあげていくところのその組合といふようなものをつくりり考えていく必要があるんじゃないのか。私の党なんかでは、そういう意味でもって、いわゆる組合といふものの性格をはつきり独立をさして、そしてそのためには単独立法を考えるべきじゃないかというような主張を持つてゐるわけなんですが、まあその主張を私はここでもつて特に取り上げようとしておるわけではありません。ただ、いまのその法律の中でのただ單なる一つの実行体としての組合といふなことでなしに、ほんとうに人が集まつて、人が中心になつた組合といふような、こういう考え方といふものを作今後やっぱり採用していく必要があるんじやないかという考え方から申し上げてゐるわけでありまして、その点の御見解など聞いて、時間ももうなくなつたですから、終わりたいと思います。

三月八日本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和四十八年生産者米価に係る追加払い等に関する請願

二、昭和四十九年二月二十六日受理

昭和四十八年生産者米価に係る追加払い等に関する請願（第一四一三号）

第一四一三号 昭和四十九年二月二十六日受理

昭和四十八年生産者米価に係る追加払い等に関する請願

請願者 北海道空知郡中富良野町字中富良野市街八〇中富良野農業協同組合
長 星野久三郎外十七名

紹介議員 河口 陽一君

一、昭和四十八年生産者米価に対する追加払い等は、一俵六十キロ当り六千円を支払うよう要請する。

二、昭和四九年生産者米価については、食糧管理法第三条によつて、あくまで適正を期し、当該決定の時期については水稻の植付け前にされたい。又、その決定については国会の審議事件として取り計らわれることを要請する。

理由

一、政府は、昭和四十八年生産者米価を三等(裸)六十キロ一俵当たり、一万二百十八円と決定したが、生産者農民の要求した生産者米価は一万三千百十円以上であり、現下の物価の暴騰と狂乱ぶりは農民の営農意欲に冷水を浴びせ著しくその意識を減退させ、経済的現象面においては、再生産を断念しなければならない赤字經營に転落、離農する農民も続出している。昭和四十八年生産者米価は、前年対比一千三百円余の引き上げがなされたが生産資材等の暴騰する比率に追いつかず、再生産の方途は樹立できない。

第八部

二、昭和四十九年生産者米価の決定に当つては、その生産を確保させるためには、現在の物価の動向と対比して、六十キロ一俵当たり二万円を相当とすることを検討し、その作付時期にさきだつて当該価格を設定することが生産農民の生産意欲を高揚するところである。政府は、昭和四十五年度から水田減反政策を実施してきたが、この施策は世界的食糧危機を等閑視する農業軽視の卑政であり国民食糧自給体制の確立に逆行する。

三月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額
第一級	三九、〇〇〇円	四〇、五〇〇円未満
第二級	四二、〇〇〇円	四三、五〇〇円未満
第三級	四五、〇〇〇円	四六、五〇〇円未満
第四級	四八、〇〇〇円	四五、〇〇〇円未満
第五級	五二、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上
第六級	五六、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上
第七級	六〇、〇〇〇円	六二、〇〇〇円未満
第八級	六四、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上
第九級	六八、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円未満
第十級	七八、〇〇〇円	七八、〇〇〇円未満
第十一級	八五、〇〇〇円	八二、五〇〇円以上
第十二級	九〇、〇〇〇円	八七、五〇〇円未満
第十三級	九五、〇〇〇円	九二、五〇〇円未満
第十四級	一〇〇、〇〇〇円	一〇二、五〇〇円以上
第十五級	一〇五、〇〇〇円	九七、五〇〇円未満
第十六級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、五〇〇円未満
第十七級	一二〇、〇〇〇円	一一五、〇〇〇円未満
第十八級	一三〇、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円以上
第十九級	一四〇、〇〇〇円	一三五、〇〇〇円未満
第二十級	一五〇、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円未満
第二十一級	一六〇、〇〇〇円	一五六、〇〇〇円未満
第二十二級	一六五、〇〇〇円未満	一六五、〇〇〇円未満

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)
第一条 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改
正する法律

第二十条第一項の表を次のように改める。
第三条法律第九十九号の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項の表を次のように改める。

第二十二条第一項中「三年間」を「一年間」に、「三十六分の一」を「十二分の一」に改め、同条第三項中「三年」を「二年」に改める。

第二十四条第一項中「配偶者がない者」を「婚姻届出しないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。」をしていない者に改める。

第二十六条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条の次に次の二条を加える。

第三十六条の二 前条第二項の規定により算定した退職年金の額が次の各号に掲げる額の合算額より少ないときは、その合算額をもつて退職年金の額とする。ただし、その合算額が

平均標準給与の年額の七十に相当する金額を超えるときは、当該金額をもつて退職年金の額とする。

第二十四条 (組合員期間が二十年を超えるときは、二十四万円にその超える年数(当該年数が十年を超えるときは、十年)一年につき一万二千円を加算して得た額)

二 組合員期間の年数(当該年数が四十年を超えるときは、四十年)一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する額

第三十六条の三 退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者(第三十八条第一項ただし書に規定する額がない者を含む。第三十九条の四及び第四十六条の四において同じ。)に退職年金を支給するときは、第三十六条第二項又は前条の規定にかかるらず、第三十六条第二項又は前条の規定により算定した退職年金の額と

第一級	一七〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上
第二級	一八〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円未満
第三級	一九〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円未満
第四級	二〇〇、〇〇〇円	二〇五、〇〇〇円未満
第五級	二一〇、〇〇〇円	二一五、〇〇〇円未満
第六級	二二〇、〇〇〇円	二二五、〇〇〇円未満
第七級	二三〇、〇〇〇円	二三七、五〇〇円未満
第八級	二四五、〇〇〇円	二三七、五〇〇円以上

第一級	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第二級	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第三級	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第四級	一九五、〇〇〇円以上	二〇五、〇〇〇円未満
第五級	二〇五、〇〇〇円以上	二一五、〇〇〇円未満
第六級	二一五、〇〇〇円以上	二二五、〇〇〇円未満
第七級	二二五、〇〇〇円以上	二三七、五〇〇円未満
第八級	二三七、五〇〇円未満	二三七、五〇〇円以上

第三十六条の三 退職一時金又は障害一時金の額(その額が第三十六条の二の規定又は前二条の規定により算定した退職年金の額)の額であるときは、第三十六条第二項本文の規定又は同項本文及び前条の規定により算定するものとした場合の退職年金の額とし、改定前の退職年金の額について第三十六条第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の額とする。)に、前後の組合員期間を合算した期間の

年数から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につきその再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額をもつてその改定額とする。

4 前二項の場合において、その改定額が、改定前の退職年金の額（その額が第三十六条第4項の規定又は同項本文及び第三十六条の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第三十六条の二本文の規定又は同条本文及び前条の規定により算定するものとした場合の退職年金の額とし、改定前の退職年金の額について第36条の二ただし書の規定の適用があつた場合の額とする。）に、次の各号に掲げる額の合算額を加算して得た額より少ないとときは、その加算して得た額をもつてその改定額とする。

一 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が三十年を超えるときは、三十年）から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき組合員期間の年数を控除した年数一年につき一万二千円。

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が四十年を超えるときは、四十年）から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につきその再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一に相当する額。

第三十七条の二第三項中「第一項前段」を「第二項」に改め、同条第四項中「前条第二項前段」を「前条第二項」に改め、「改定前の減額退職年金の額」の下に「（その額の算定の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき組合員期間の年数を控除した年数一年につき一万二千円）

その額の算定の基礎となつた退職年金の額について第三十六条第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の額を基礎として算定いた減額退職年金の額とする。」を加え、「同条第二項後段及び第三項」を「前条第三項及び第五項」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 前項の場合において、その改定額が、改定前の減額退職年金の額（その額の算定の基礎となつた退職年金の額が第三十六条第二項の規定又は同項及び第三十六条の三の規定により算定した減額退職年金の額であるときは、第三十六条の二本文の規定又は同条本文及び第三十六条の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額とし、その額の算定の基礎となつた退職年金の額について第三十六条の二にただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額とする。）のその算定の基礎となつた平均標準給与の各号に掲げる額の合算額を加算して得た額より少ないとときは、その加算して得た額をもつてその改定額とする。この場合においては、前条第四項及び第五項の規定を準用する。

一 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が三十年を超えるときは、三十年）から改定前の減額退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数（につきその再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一に相当する額）につき一万二千円

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が四十年を超えるときは、四十年）から改定前の減額退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数（につきその再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一に相当する額）第三十七条の二に次の一項を加える。

6 再び退職した日において五十五歳未満である者に対する減額退職年金の額の算定について必要な事項は、政令で定める。
第三十七条の三第四項中「こえる」を「超える」に改め、「割合」の下に「(その割合が百分の八十より少ないとときは、百分の八〇)」を加える。
第三十七条の三第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。
5 前二項の規定にかかわらず、通産退職年金の年額は、通産退職年金の支給を受ける者についてその退職した時又は任意資格喪失事由に該当した時にその給付事由が生じていたとした場合においてその額がその時以後の法令の改正により改定されているならば、その改定された額と同一の額とする。
第三十八条の二第四項中「第三十七条の三第五項」を「第三十七条の三第六項」に改める。
第三十九条の二第三項を削り、同条の次に次の二条を加える。
第三十九条の三 前条第一項の規定により算定した障害年金の額が次の各号に掲げる額の合算額の百分の七十五(別表第二の上欄の一級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の百とする。次項及び第四十二条第五項において同じ。)に相当する額に平均標準給与の年額の百分の十(同欄の一級に該当する者については百分の三十とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の二十とする。)に相当する額を加算して得た額より少ないとときは、その加算して得た額をもつて障害年金の額とする。
ただし、その加算して得た額が平均標準給与の年額に相当する金額を超えるときは、当該金額をもつて障害年金の額とする。
一 二十四万円(組合員期間が二十年を超えるときは、二十四万円にその超える年数(当

該年数が十年を超えるときは、(十年)一年につき一万二千円を加算して得た額)

二 組合員期間の年数 (当該年数が、二十年未満であるときは二十年とし、四十年を超えるときは四十年とする。) 一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する額前条第二項の規定により算定した障害年金の額が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる額の百分の七十五に相当する額より少ないときは、その相当する額をもつて障害年金の額とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 組合員期間の年数が十年に達しない場合二十四万円に平均標準給与の年額の百分の二十に相当する額を加算して得た額(次号及び第三号において「障害年金基礎額」という。)

二 組合員期間の年数が十年以上二十年以下である場合 障害年金基礎額に組合員期間十年を超える年数一年につき障害年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加算して得た額

三 組合員期間の年数が二十年を超える場合組合員期間の年数が三十年であるものとして前号の規定により求めた額に、三十年を超える年数(当該年数が十年を超えるときは、十年)一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する額を加算して得た額

第四十一条第一項中「前二条」を「同条から第三十九条の四 第三十六条の三の規定は、退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者の障害年金の額を算定する場合に準用する。」

第三十九条の三まで及び前条に、「これらの規

定」を「第三十九条から前条までの規定」に改め、同条第二項第二号中「第三十九条の二第二項」の下に「又は第三十九条の三第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同条第三項中「第三十九条の二第三項」を「第三十九条の四」に、「第三十六条第三項本文」を「第三十六条の三本文」に、「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四十二条第四項を次のように改める。

た場合において、当該障害年金が職務による障害年金であるときのその改定額が、改定前の障害年金の額（その額が第三十九条の三第一項の規定又は同項及び第三十九条の四の規定により算定したものとした場合の障害年金の額）に前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数につきその再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額より少ないとときは、その加算して得た額をもつてその改定額とする。

第四十二条第六項中「前二項」を「前三項」に、「第三十九条の二第三項」を「第三十九条の四」に、「第三十六条第三項本文」を「第三十六条の三本文」に、「同項本文」を「同条本文」に、「こえる」を「超える」に、「の規定にかかるらず」を「及び第三十九条の三第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）の規定にかかるらず」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項第二号から第四号までを次のように改め、同項を同条第六項とする。

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数が十年以上二十年以下である場合において、その改定額が次のイ又はロに掲げる額

イ 改定前の障害年金の額（その額が第三十九条の三第二項の規定又は同項及び第三十九条の四の規定により算定した障害年金の額であるときは、第三十九条の二第二項の規定又は同項及び第三十九条の四の規定により算定するものとした場合の障害年金の額。次号イ及び第四号イにおいて同じ。）に、前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が十年未満であるときは、十年）を控除した年数につきその再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分比に相当する額を加算して得た額

ロ 改定前の障害年金の額（その額が第三十九条の二第二項の規定又は同項及び第三十九条の四の規定により算定した障害年金の額であるときは、第三十九条の三第二項の規定又は同項及び第三十九条の四の規定により算定するものとした場合の障害年金の額。次号ロ及び第四号ロにおいて同じ。）に、前後の組合員期間を合算した期間に基づき第三十九条の三第二項第二号の規定により算定した額から、その再び退職した当時の平均標準給与の年額を改定前の障害年金の基礎となつた年額（改定障害年金の基礎となる障疾の程度が改定前の障害年金の基礎となつた障疾の程度より低い場合には、改定前の障害年金の基礎となつた障疾の程度が改定障害年金の基礎となる障疾の程度に相当する程度であったものとみなして算定した額。次号ロ及び第四号ロにおいて同じ。）に相当する額を控除した額を加算して得た額。

四 前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年を超えて、改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数が二十年未満である場合において、その改定額が次のイ又はロに掲げる額より少ないとき。当該イ又はロに掲げる額のうち、いずれか多い額

イ 改定前の障害年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間の年数のうち、二十年に達するまでの年数については組合員期間の年数が二十年であるものとして前号イの規定により求めた額を、二十年を超える年数についてはその超える年数一年につきその再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を、それぞれ加算して得た額

ロ 改定前の障害年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間に基づき第三十九条の三第二項第三号又は第四号の規定により算定した額から、その再び退職した当時の平均標準給与の年額を改定前の障害年金の基礎となつた平均標準給与の年額とみなして同項第一号又は第二号の規定により算定した改定前の障害年金の年額に相当する額を控除した額を加算して得た額

員期間を合算した期間に基づき第三十九条の三第二項第三号又は第四号の規定により算定した額から、その再び退職した場合において、当該障害年金が職務による障害年金であるときのその改定額が、改定前の障害年金の基礎となつた平均標準給与の年額とみなしてこれらの規定により算定した改定前の障害年金の年額に相当する額を控除した額を加算して得た額

第四十二条第四項の次に次の一項を加える。

第五 前三项の規定により障害年金の額を改定した場合において、当該障害年金が職務による障害年金であるときのその改定額が、改定前の障害年金の額（その額が第三十九条の二第二項の規定又は同項及び第三十九条の四の規定により算定した障害年金の額であるときは、第三十九条の三第一項の規定又は同項及び第三十九条の四の規定により算定するものとした場合の障害年金の額）に次の各号に掲げる額の合算額の百分の七十五に相当する額を加算して得た額より少ないとときは、その加算して得た額をもつて改定額とする。

一 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が三十年を超えるときは、三十年から改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一 年につき一万二千円

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が四十年を超えるときは、四十年から改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一 年につきその再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一に相当する額

第四十二条に次の一項を加える。

当該各号の規定により算定した額より少ないときは、その算定した額をもつて遺族年金の額とする。ただし、第一号に掲げる場合については、同号の規定により算定した額が平均標準給与の年額の百分の七十に相当する額を超えるときは、当該金額をもつて遺族年金の額とする。

一 前条第一項第一号に掲げる場合 二十四万円に平均標準給与の年額の百分の二十に相当する額を加算して得た額(以下この号、第三号及び第四号において「遺族年金基礎額」という。)(組合員期間が二十年を超えるときは、二十年を超えて三十年に達するまでの期間についてはその超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の五に相当する額を、三十年を超える期間についてはその超える年数(当該年数が十年を超えるときは、十年)一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する額を加算して得た額)

二 前条第一項第二号に掲げる場合その者が受ける権利を有していた退職年金の額(その額が第三十六条第二項の規定又は同項及び第三十六条の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第三十六条の二の規定又は同条及び第三十六条の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額)の百分の五十に相当する額

三 前条第一項第三号に掲げる場合 遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する額(組合員期間が十年を超えるときは、その超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の一に相当する額を加算して得た額)

四 前条第一項第四号に掲げる場合 遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する額

第四十六条の三 前二条の場合において、遺族年金を受ける権利を有する者が次の各号に該当する場合には、前二条の規定により算定し、た額に当該各号に掲げる額を加算して得た額

二 当該遺族年金を受ける権利を有する者が妻である配偶者であり、かつ、遺族である子がいる場合 その子一人につき四千八百円（そのうち二人までは、一人につき九百円）

三 前項の場合において、同項各号に規定する子が第四十八条各号の一に該当するに至ったときは、その子は、同項各号に規定する子に該当しないものとみなし、当該遺族年金の額を改定する。

第四十六条の四 次の各号に掲げる者が退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者（第三十六条の三ただし書（第三十九条の四において準用する場合を含む。）の規定により定める額を返還した者を除く。）である場合には、その者の遺族に支給する遺族年金の年額は、前三条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 第四十六条第一項第一号に規定する者 前三条の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第三十六条の三本文（第三十九条の四において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の政令で定めることにより算定した額を控除した額

二 第四十六条第一項第二号に規定する者 前三条の規定により算定した遺族年金の額（その額が二十五万四千四百円からその者

に係る第三十六条の三本文の政令で定めるところにより算定した額の百分の五十に相当する額を控除した金額より少ないときは、当該金額)
三 第四十六条第一項第三号又は第四号に規定する者 前三条の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第三十六条の三本文の政令で定めるところにより算定した額の百分の五十に相当する額を控除した額
第四十九条の二の見出しを「(遺族年金と遺族補償等との調整)」に改め、同条中「第四十六条第一項第一号の規定による」を「職務上傷病による死亡に係る」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条に次の二項を加える。
2 職務上傷病によらない死亡に係る遺族年金のうち、同一の事由に関し、労働者災害補償保険法の規定による遺族年金が支給されることとなつた者に係るもの額は、その額が、当該職務上傷病によらない死亡が職務上傷病によるものであるとしたならば当該死亡について支給されるべき遺族年金の額を超えるときは、当該支給されるべき遺族年金の額に相当する額とする。
附則中第五条を削り、第六条を第五条として、同条の次に次の二条を加える。
(給付額の算定の基礎となる標準給与の月額の特例)
第六条 第二十二条第一項又は第三項に規定する標準給与の月額は、国家公務員の給与に関する法令が改正された場合その他の政令で定める場合には、これらの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該標準給与の月額に政令で定める額をえた額とすることができる。
附則第六条の三中「、第九条」を削る。
(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改

正する法律（昭和三十九年法律第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第四号中「その類が」の下に「農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第一号。次号にお

いて「四十九年改正法」という。第一条の規定による改正前の」を加え、同条第五号中「新法第二十一条」を「四十九年改正法第一条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「四十九年改正後の法」という)第二十一条」に、「三年」を「一年」に改め、同条第十一号中「二百六十四万円」を「二百九十四万円」に改める。

〔附則第六条第三項〕中「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「この号」の下に「及び第三項」を加え、同条に次の二項を加える。

を受ける退職年金（その退職年金の基礎となつた旧法組員期間が二十年を超えるものに限る。次項において同じ。）を受ける権利を有する者が七十歳以上の者であるときは、第一

項の規定にかかわらず、前二項の規定の例により算定した額に、その退職年金の基礎となつた旧法組合員期間で二十年を超えるものの超える年数一年につき旧法の平均標準給

4 第一項の規定の適用を受ける退職年金を受
与の仮定年額の三百分の一を加算して得た額
を第一項に規定する合算額とする。

ける権利を有する者が七十歳に達した場合には、前項の規定の例により算定した額を第一項に規定する合算額として当該退職年金の額

を改定する。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

「四十九年改正後の法第三十七条第一項の規定による退職年金の改定額（新法第三十六条第二項の規定又は同項及び四十九年改正後の法第三十六条の三の規定により算定されるものに限る。）に、「前条」を「前条第一項及び第二項」

に改め、同条第五項中「第一条の五」を「第一条の六」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」の下に「又は前項において準用する」を「超える」に、「同項第一号」を「第二項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

第三項の規定は、前三項の規定の適用を受ける退職年金に準用する。

附則第九条を次のように改める。

第九条 刪除

附則第十二条第三項ただし書中「十一万四百円（六十五歳以上の者に係るものにあつては、十三万四千四百円。以下この項において同じ。）より少ないとときは、十一万四百円」を「次の各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に掲げる金額より少ないとときは、当該金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 六十五歳以上の者で組合員期間（旧法組合員期間と新法組合員期間とを合算した期間をいう。次号において同じ。）が二十年以上であるものに係る年金 三十二万五千六百円

二 六十五歳以上の者で組合員期間が九年以上であるものに係る年金（前号に掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 二十四万五千二百円

三 前二号に掲げる年金以外の年金 十六万八百円

附則第十三条に次の二項を加える。

に改め、「同条の規定」の下に「又は同条及び四十九年改正後の法第三十六条の三の規定」を加え、同条第五項中「第一条の五」を「第一条の六」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」の下に「又は前項において準用する前条第三項若しくは第四項」を加え、「こえる」を「超える」に、「同項第一号」を「第二項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

に改め、「同条の規定」の下に「又は同条及び四年改正後の法第三十六条の三の規定」を加え、同条第五項中「第一条の五」を「第一条の六」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」の下に「又は前項において準用する前条第三項若しくは第四項」を加え、「こえる」を「超える」に、「同項第一号」を「第二項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

第三項の次に次の二項を加える。

第三項及び第四項の規定は、前三項の規定の適用を受ける退職年金に準用する。

附則第九条を次のように改める。

に改め、「同条の規定」の下に「又は同条及び四十九年改正後の法第三十六条の三の規定」を加え、同条第五項中「第一条の五」を「第一条の六」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」の下に「又は前項において準用する前条第三項若しくは第四項」を加え、「こえる」を「超える」に、「同項第一号」を「第二項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

第九条 第二項及び第四項の規定は、前三項の規定の適用を受ける退職年金に準用する。
附則第九条を次のように改める。

附則第六条第四項前段の規定は、第一項の規定の適用を受ける障害年金を受ける権利を有する者に準用する。

附則第十四条第一項中「新法第三十九条の二」を「四十九年改正後の法第三十九条の二から第三十九条の四まで」に改める。

附則第十五条第一項中「障害年金の改定額」を「四十九年改正後の法第四十二条第二項の規定による障害年金の改定額（四十九年改正後の法第三十九条の二の規定又は同条及び四十九年改正後の法第三十九条の四の規定により算定されるものに限る。）」に、「新法第三十九条の二及び」を「四十九年改正後の法第三十九条の二の

2 前項の場合において、同項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が、七十歳以上の者であるとき又は七十歳未満の妻である配偶者、子若しくは孫であるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定の例により算定した額に、その遺族年金の基礎となつた旧法組合員期間で二十年を超えるものの超える年数一年につき旧法の平均標準給与の仮定年額の三百分の一を加算して得た額を同項に規定する合算額とする。

附則第六条第四項前段の規定は、第一項の規定の適用を受ける障害年金を受ける権利を有する者に準用する。

附則第十四条第一項中「新法第三十九条の二」を「四十九年改正後の法第三十九条の二から第三十九条の四まで」に改める。

附則第十五条第一項中「障害年金の改定額」を「四十九年改正後の法第四十二条第二項の規定による障害年金の改定額」(四十九年改正後の法第三十九条の二)の規定又は同条及び四十九年改正後の法第三十九条の四の規定により算定されるものに限る。」に、「新法第三十九条の二及び」を「四十九年改正後の法第三十九条の二」の規定若しくは同条及び四十九年改正後の法第三十九条の四の規定並びに「新法第四十一条」を「四十九年改正後の法第四十一条(四十九年改正後の法第三十九条の二)の規定若しくは同条及び四十九年改正後の法第三十九条の四の規定並びに」に改める。

2 前項の場合において、同項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が、七十歳以上の者であるとき又は七十歳未満の妻である配偶者、子若しくは孫であるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定の例により算定した額に、その遺族年金の基礎となるた旧法組合員期間で二十年を超えるものの超える年数一年につき旧法の平均標準給与との仮定年額の三百分の一を加算して得た額を同項に規定する合算額とする。

3 前項の場合において、遺族年金を受ける権利を有する者が二人以上であるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。

附則第十四条第一項中「新法第三十九条の二」を「四十九年改正後の法第三十九条の二から第三十九条の四まで」に改める。

附則第五条第一項中「障害年金の改定額」を「四十九年改正後の法第四十二条第二項の規定による障害年金の改定額（四十九年改正後の法第三十九条の二の規定又は同条及び四十九年改正後の法第三十九条の四の規定により算定されるものに限る。）に、「新法第三十九条の二及び」を「四十九年改正後の法第三十九条の二の規定若しくは同条及び四十九年改正後の法第三十九条の四の規定並びに「新法第四十一条」を「四十九年改正後の法第四十一条（四十九年改正後の法第三十九条の二の規定若しくは同条及び四十九年改正後の法第三十九条の規定又は新法第四十条の規定を適用する場合に限る。）に改め、同条第二項中「第四項」を「第六項」に改め、同条第五項中「附則第七条第五項」を「附則第七条第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項」を「第二項から第五項まで」に、「こえる」を「超える」に、「同様」を「準用する者に準用する。

2 前項の場合において、同項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が、七十歳以上の者であるときは又は七十歳未満の妻である配偶者、子若しくは孫であるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定の例により算定した額に、その遺族年金の基礎となつた旧法組合員期間で二十年を超えるものの超える年数一年につき旧法の平均標準給与の仮定年額の三百分の一を加算して得た額を同項に規定する合算額とする。

3 前項の場合において、遺族年金を受ける権利を有する者が二人以上であるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。

4 第一項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者（妻である配偶者、子及び孫を除く。）が七十歳に達した場合には、第一項の規定の例により算定した額を第一項に規定する合算額として当該遺族年金の額を改定する。

附則第十六条に次の三項を加える。

前項の場合において、四十九年改正後の注号に、「同号」を「これら」に改め、同項を同第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 前項の場合において、同項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が、七十歳以上の者であるとき又は七十歳未満の妻である配偶者、子若しくは孫であるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定の例により算定した額に、その遺族年金の基礎となつた旧法組合員期間で二十年を超えるものの超える年数一年につき旧法の平均標準給与の仮定年額の三百分の一を加算して得た額を同項に規定する合算額とする。

3 前項の場合において、遺族年金を受ける権利を有する者が二人以上であるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。

4 第一項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者（妻である配偶者、子及び孫を除く。）が七十歳に達した場合には、第二項の規定の例により算定した額を第一項に規定する合算額として当該遺族年金の額を改定する。

附則第十六条に次の三項を加える。

6 前項の場合において、四十九年改正後の法律（附則第六条第一項第二号の規定による遺族年金（附則第六条第三項及び第四項の規定の例により算定されるもの）を除く。）を受ける権利を有する者は、

附則第六条第四項前段の規定は、第一項の規定の適用を受ける障害年金を受ける権利を有する者に準用する。

附則第十四条第一項中「新法第三十九条の二」を「四十九年改正後の法第三十九条の二」に改める。

附則第十五条第一項中「障害年金の改定額」を「四十九年改正後の法第四十二条第二項の規定による障害年金の改定額」(四十九年改正後の法第三十九条の二の規定又は同条及び四十九年改正後の法第三十九条の四の規定により算定されるものに限る。)に、「新法第三十九条の二及び」を「四十九年改正後の法第三十九条の二の規定若しくは同条及び四十九年改正後の法第三十九条の四の規定並びに」に「新法第四十一条」を「四十九年改正後の法第四十一条(四十九年改正後の法第三十九条の二の規定若しくは同条及び四十九年改正後の法第三十九条の四の規定又は新法第四十条の規定を適用する場合に限る。)」に改め、同条第二項中「第四項」を「第六項」に改め、同条第五項中「附則第七条第五項」を「附則第七条第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項」を「第二項から前項まで」に、「こえる」を「超える」に、「同項第一号」を「第二項第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第二項の規定の適用を受ける障害年金を受ける権利を有する者が七十歳以上であるときの同項の規定の適用については、同項第三号中「仮定年額の九十分の一」とあるのは、「仮定年額に九十分の一と三百分の一とを合算した率を乗じて得た額」とする。

2 前項の場合において、同項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が、七十歳以上の者であるとき又は七十歳未満の妻である配偶者、子若しくは孫であるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定の例により算定した額に、その遺族年金の基礎となつた旧法組合員期間で二十年を超えるものの超える年数(年につき旧法の平均標準給与の仮定年額の三百分の一)を加算して得た額を同項に規定する合算額とする。

3 前項の場合において、遺族年金を受ける権利を有する者が二人以上であるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。

4 第一項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者(妻である配偶者、子及び孫を除く。)が七十歳に達した場合には、第二項の規定の例により算定した額を第一項に規定する合算額として当該遺族年金の額を改定する。

附則第十六条に次の三項を加える。

6 前項の場合において、四十九年改正後の法律第四十六条第一項第二号の規定による遺族年金(附則第六条第三項及び第四項の規定の例により算定されるものを除く。)を受ける権利を有する者が七十歳以上の者であるときは又は七十歳未満の妻である配偶者、子若しくは孫であるときは、前項の規定にかかわらず、附則第六条第一項から第三項までの規定の例により算定した額を前項に規定する同条の規定によつて算定する。

附則第六条第四項前段の規定は、第一項の規定の適用を受ける障害年金を受ける権利を有する者に準用する。

附則第十四条第一項中「新法第三十九条の二」を「四十九年改正後の法第三十九条の二」に改める。

附則第十五条第一項中「障害年金の改定額」を「四十九年改正後の法第四十二条第二項の規定による障害年金の改定額」(四十九年改正後の法第三十九条の二)の規定又は同条及び四十九年改正後の法第三十九条の四の規定により算定されるものに限る。」に、「新法第三十九条の二及び」を「四十九年改正後の法第三十九条の二の規定若しくは同条及び四十九年改正後の法第三十九条の四の規定並びに、「新法第四十一条を「四十九年改正後の法第四十一条(四十九年改正後の法第三十九条の二の規定若しくは同条及び四十九年改正後の法第三十九条の規定又は新法第四十条の規定を適用する場合に限る。)」に改め、「同条第二項中「第四項」を「第六項」に改め、「同条第五項中「附則第七条第五項」を「附則第七条第六項」に改め、同項を同条第七項」とし、「同条第四項中「第二項」を「第二項から前項まで」に、「こえる」を「超える」に、「同項第一号」を「第二項第一号」に改め、同項を同条第六項とし、「同条第三項の次に次の二項を加える。」

4 第二項の規定の適用を受ける障害年金を受ける権利を有する者が七十歳以上であるときの同項の規定の適用については、同項第三号中「仮定年額の九十分の一」とあるのは、「仮定年額に九十分の一と三百分の一とを合算した率を乗じて得た額」とする。

5 附則第六条第四項前段の規定は、第二項の規定の適用を受ける障害年金を受ける権利を有する者に準用する。

附則第十六条第二項中「新法第四十六条第一項第三号」を「四十九年改正後の法第四十六条第一項第二号又は新法第四十六条第一項第三

2 前項の場合において、同項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が、七十歳以上の者であるとき又は七十歳未満の妻である配偶者、子若しくは孫であるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定の例により算定した額に、その遺族年金の基礎となつた旧法組合員期間で二十年を超えるものの超える年数一年につき旧法の平均標準給与の仮定年額の三百分の一を加算して得た額を同項に規定する合算額とする。

3 前項の場合において、遺族年金を受ける権利を有する者が二人以上であるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。

4 第一項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者（妻である配偶者、子及び孫を除く。）が七十歳に達した場合には、第二項の規定の例により算定した額を第一項に規定する合算額として当該遺族年金の額を改定する。

附則第十六条に次の三項を加える。

6 前項の場合において、四十九年改正後の法律（附則第六条第三項及び第四項の規定の例により算定されるものを除く。）を受ける権利を有する者が七十歳未満の妻である配偶者、子若しくは孫であるときは、前項の規定にかかわらず、附則第六条第一項から第三項までの規定の例により算定した額を前項に規定する同条の規定の例により算定した額とする。

7 第三項及び第四項の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金に準用する。

8 四十九年改正後の法第四十六条の三の規定は、前各項の規定による遺族年金を受ける権利を有する者に準用する。

の規定による改正前の四十一年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和四十七年四月一日以後昭和四十八年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は昭和四十七年四月一日以後昭和四十八年三月三十一日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和四十九年十月分以後、その額を、その給付事由が生じた日におけるその年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額（平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額にあつては、これらの年額が、それぞれ、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第二十一条第一項及び第三項又は四十九年改正法第二条の規定による改正後の三十九年改正法附則第四条第五号の規定がその給付事由が生じた日に施行されていたとしたならばその年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額）に一・一五三倍とされるべき平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額より少ないときは、当該算定の基礎となるべき平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額を乗じて得た額（その額が二百九十四万円を超えるときは、二百九十四万円とする。）をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法第三条の規定による改正前の四十一年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条の六第二項及び第三項の規定は、前

二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替えるものとする。

4 第一条第二項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。第三条第一項ただし書中「期間をいう」の下に「以下同じ」を加える。

第三条の三第一項ただし書中「第三条ただし書」を削り、同条の次に次の二条を加える。

（昭和四十九年九月以前の資格喪失等に係る退職年金等の最低保障に係る改正）

第三条の四 昭和四十九年九月三十日以前に第一項の資格の喪失をし、若しくは第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員については、当該資格の喪失、資格喪失事由又は障害給付の請求に係る次の各号に掲げる年金（以下「昭和四十九年九月以前の年金」と総称する。）については、その額（第一条の三十九条第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格の喪失、資格喪失事由又は障害給付の請求に係る次の各号に掲げる年金）を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額（以下「改定後の年金額」と総称する。）が当該各号に掲げる額に満たないときは、同年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条の六第二項後段の規定を準用する。

一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 三十二万一千六百円

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 二十四万一千二百円

二 障害年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 三十二万一千六百円

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 二十四万一千二百円

イ 六十五歳以上の者で組合員期間が二十年以上である者に係る年金 三十二万一千六百円

ロ 六十五歳未満の者で組合員期間が二十年以上である者に係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で組合員期間が二十年以上である者に係る年金（イに掲げる年金を除く。）

年金 二十四万一千二百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十六万八百円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 十六万八百円

ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 十二万六百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 八万四百円

四 年金について、昭和四十九年十一月分以後、その額を、同条第二項の規定により算定した額に改定する。この場合において、同条第一項第二号中「みなし」とあるのは、「みなし、四十九年改正法第一項及び第三項の規定がそのみなされた退職年金に係る第一項の資格の喪失の日に施行されたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額より少ないときは、当該算定の基礎となるべき平

均標準給与の月額）を求めて、その月額を基礎として」と、「第一条の五第一項」とあるのは、「第一条の六第一項」と、同条第二項中「割合」とあるのは、「割合（その割合が百分の八十より少ないとときは、百分の八十）」と読み替えるものとする。

2 前条第三項の規定の適用を受けた通算退職年金については、昭和四十九年十一月分以後、その額を、同条第二号中「第二条の七第一項又は同条第三項第二号中「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二項」とあるのは、「第一条の九第一項又は第二条の十第一項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは、「この場合において、同項中「割合」とあるのは、「この場合において、同項中「割合」とあるのは、「割合（その割合が百分の八十より少ないとときは、百分の八十）」と読み替えるものとする。

3 昭和四十七年四月一日以後昭和四十八年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員についての当該資格喪失事由に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和四十九年十一月分以後、その額を、前条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。

第四条の二 前条第一項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和四十九年十一月分以後、その額を、前条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。

月分以後、その額を、同項及び同条第二項の規定の例により算定した額に改定する。この場合において、同条第一項第二号中「みなし」とあるのは、「みなし、四十九年改正法第一項及び第三項の規定がそのみなされた退職年金に係る第一項の資格の喪失の日に施行されたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額（その月額が、三十九年改正法附則第四条第六号の規定が当該資格の喪失の日に施行されたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額より少ないときは、当該算定の基礎となるべき平

均標準給与の月額）を求めて、その月額を基礎として」と、「第一条の五第一項」とあるのは、「第一条の六第一項」と、同条第二項中「割合」とあるのは、「割合（その割合が百分の八十より少ないとときは、百分の八十）」と読み替えるものとする。

2 前条第三項の規定の適用を受けた通算退職年金については、昭和四十九年十一月分以後、その額を、同条第二号中「第二条の七第一項又は同条第三項第二号中「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二項」とあるのは、「第一条の九第一項又は第二条の十第一項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは、「この場合において、同項中「割合」とあるのは、「この場合において、同項中「割合」とあるのは、「割合（その割合が百分の八十より少ないとときは、百分の八十）」と読み替えるものとする。

3 昭和四十七年四月一日以後昭和四十八年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員についての当該資格喪失事由に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和四十九年十一月分以後、その額を、前条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。

この場合において、同条第三項第二号中「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二条の十第二項」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合（その割合が百分の八十より少ないとときは、百分の八十）」と読み替えるものとする。

4 前条第五項の規定は、旧法第三十七条の二

第六項又は四十九年改正法第一条の規定による改正前の法第三十七条の三第五項の規定の適用を受けた通算退職年金について準用する。

5 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。第五条中「第二条の八」を「第二条の十」に、「前条」を「前二条」に改める。

附則に次の二項を加える。

14 昭和四十九年十月一日以後に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以後に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る次の各号に掲げる年金

（次項において「昭和四十九年十月以後の年金」と総称する。）については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。この場合においては、第一条の六第二項後段の規定を準用する。

一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 三十二万三千六百円

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 二十四万千二百円

二 隊員年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 三十二万三千六百円

イ 六十五歳以上の者で組合員期間が二十 年以上であるものに係る年金 三十二万 千六百円	六十五歳以上の者で組合員期間が九年 以上であるものに係る年金（イに掲げる 年金を除く。）及び六十五歳未満の者で組 合員期間が二十年以上であるものに係る 年金 二十四万九千二百円	イ及びロに掲げる年金以外の年金 十 六万八百円	遺族年金の次イからハまでに掲げる年 金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲 げる額
昭和三十四年一月一日から昭和三十五年三月三十日まで	昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十日まで	昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十日まで	昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十日まで
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十日まで	昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十日まで	昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十日まで	昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十日まで
昭和四十年四月一日から昭和四十一一年三月三十日まで	昭和四一年四月一日から昭和四十二年三月三十日まで	昭和四一年四月一日から昭和四十二年三月三十日まで	昭和四四年四月一日から昭和四五年三月三十日まで
昭和四五年四月一日から昭和四六年三月三十日まで	昭和四六年四月一日から昭和四七年三月三十日まで	昭和四七年四月一日から昭和四八年三月三十日まで	昭和四八年四月一日から昭和四九年三月三十日まで
昭和四九年四月一日から昭和五十年三月三十日まで	昭和五一年四月一日から昭和五二年三月三十日まで	昭和五一年四月一日から昭和五二年三月三十日まで	昭和五四年四月一日から昭和五五年三月三十日まで
昭和五五年四月一日から昭和五六年三月三十日まで	昭和五六年四月一日から昭和五七年三月三十日まで	昭和五六年四月一日から昭和五七年三月三十日まで	昭和五九年四月一日から昭和五九年三月三十日まで
昭和五九年四月一日から昭和五九年三月三十日まで	昭和五九年四月一日から昭和五九年三月三十日まで	昭和五九年四月一日から昭和五九年三月三十日まで	昭和五九年四月一日から昭和五九年三月三十日まで

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条中農林漁業団体職員共済組合法第四十五条及び附則第九条の規定 公布の日

二 第三条第二項及び第三項の改正規定、同法第十七条の三第四項の改正規定並びに次条、附則第四十九条の二の改正規定及び第三項の規定 公布の日

三 第二条中農林漁業団体職員共済組合法第三十七条の三第四項の改正規定、第二条中農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百十二号。以下「三十九年改正法」という。）附則第九条の改正規定及び附則第四条第三項の規定 昭和四十九年十一月一日

（標準給与に関する経過措置）

第二条 農林漁業団体職員共済組合がこの法律の施行の日（以下「施行日」という）前に第一条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法（以下「改正前の法」という。）第二十条第一項の規定並びに第二十条第一項の規定による改正後の法第二十二条第一項の規定を準用する。

三項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、第一条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十条第一項の規定の例による。

七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、施行日に職員となつたものとみなし、改正後の法第二十条の規定を適用してその標準給与を改定する。

（退職年金等の額の算定の基礎となる平均標準給与の月額等に関する経過措置）

第三条 改正後の法第二十二条第一項及び第三項の規定並びに第二十二条第一項の規定による改正後の法第二十二条第一項の規定による改正後の三十一年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた年金である給付についても、同日の属する月以後の分として支給すべき給付の額の算定の基礎となる平均標準給与の月額及び

イ 六十五歳以上の者で組合員期間が二十 年以上であるものに係る年金 三十二万 千六百円	六十五歳以上の者で組合員期間が九年 以上であるものに係る年金（イに掲げる 年金を除く。）及び六十五歳未満の者で組 合員期間が二十年以上であるものに係る 年金 二十四万九千二百円	イ及びロに掲げる年金以外の年金 十 六万八百円	遺族年金の次イからハまでに掲げる年 金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲 げる額
昭和三十四年一月一日から昭和三十五年三月三十日まで	昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十日まで	昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十日まで	昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十日まで
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十日まで	昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十日まで	昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十日まで	昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十日まで
昭和四四年四月一日から昭和四五年三月三十日まで	昭和四五年四月一日から昭和四六年三月三十日まで	昭和四六年四月一日から昭和四七年三月三十日まで	昭和四七年四月一日から昭和四八年三月三十日まで
昭和四八年四月一日から昭和四九年三月三十日まで	昭和四九年四月一日から昭和五十年三月三十日まで	昭和四九年四月一日から昭和五十年三月三十日まで	昭和四九年四月一日から昭和五十年三月三十日まで
昭和五十年四月一日から昭和五一年三月三十日まで	昭和五一年四月一日から昭和五二年三月三十日まで	昭和五一年四月一日から昭和五二年三月三十日まで	昭和五二年四月一日から昭和五三年三月三十日まで
昭和五三年四月一日から昭和五四年三月三十日まで	昭和五四年四月一日から昭和五五年三月三十日まで	昭和五四年四月一日から昭和五五年三月三十日まで	昭和五五年四月一日から昭和五六年三月三十日まで
昭和五六年四月一日から昭和五七年三月三十日まで	昭和五七年四月一日から昭和五八年三月三十日まで	昭和五七年四月一日から昭和五八年三月三十日まで	昭和五八年四月一日から昭和五九年三月三十日まで
昭和五九年四月一日から昭和五九年三月三十日まで	昭和五九年四月一日から昭和五九年三月三十日まで	昭和五九年四月一日から昭和五九年三月三十日まで	昭和五九年四月一日から昭和五九年三月三十日まで

イ 六十五歳以上の者で組合員期間が二十 年以上であるものに係る年金 三十二万 千六百円	六十五歳以上の者で組合員期間が九年 以上であるものに係る年金（イに掲げる 年金を除く。）及び六十五歳未満の者で組 合員期間が二十年以上であるものに係る 年金 二十四万九千二百円	イ及びロに掲げる年金以外の年金 十 六万八百円	遺族年金の次イからハまでに掲げる年 金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲 げる額
昭和三十四年一月一日から昭和三十五年三月三十日まで	昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十日まで	昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十日まで	昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十日まで
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十日まで	昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十日まで	昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十日まで	昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十日まで
昭和四四年四月一日から昭和四五年三月三十日まで	昭和四五年四月一日から昭和四六年三月三十日まで	昭和四六年四月一日から昭和四七年三月三十日まで	昭和四七年四月一日から昭和四八年三月三十日まで
昭和四八年四月一日から昭和四九年三月三十日まで	昭和四九年四月一日から昭和五十年三月三十日まで	昭和四九年四月一日から昭和五十年三月三十日まで	昭和四九年四月一日から昭和五十年三月三十日まで
昭和五十年四月一日から昭和五一年三月三十日まで	昭和五一年四月一日から昭和五二年三月三十日まで	昭和五一年四月一日から昭和五二年三月三十日まで	昭和五二年四月一日から昭和五三年三月三十日まで
昭和五三年四月一日から昭和五四年三月三十日まで	昭和五四年四月一日から昭和五五年三月三十日まで	昭和五四年四月一日から昭和五五年三月三十日まで	昭和五五年四月一日から昭和五六年三月三十日まで
昭和五六年四月一日から昭和五七年三月三十日まで	昭和五七年四月一日から昭和五八年三月三十日まで	昭和五七年四月一日から昭和五八年三月三十日まで	昭和五八年四月一日から昭和五九年三月三十日まで
昭和五九年四月一日から昭和五九年三月三十日まで	昭和五九年四月一日から昭和五九年三月三十日まで	昭和五九年四月一日から昭和五九年三月三十日まで	昭和五九年四月一日から昭和五九年三月三十日まで

新法の平均標準給与の年額について適用し、同日の属する月前の分として支給すべき給付の額の算定の基礎となる平均標準給与の月額及び新法の平均標準給与の年額については、なお從前例による。

前項に規定する年金である給付の施行日の属する月以後の分として支給すべき給付の額の算定の基礎となる平均標準給与の月額又は新法の平均標準給与の年額につき改正後の法第二十一

条第一項若しくは第三項の規定により算定した平均標準給与の月額又は第二条の規定による改正後の三十九年改正法附則第四条第五号の規定により算定した新法の平均標準給与の年額が改正前の法第二十二条第一項若しくは第三項の規定により算定した平均標準給与の月額又は第二条の規定による改正後の三十九年改正法附則第四条第五号の規定により算定した新法の平均標準給与の年額が改定により算定した平均標準給与の月額又は第二条の規定による改正前の三十九年改正法附則第四条第五号の規定により算定した新法の平均標準給与の年額より少ないとときは、前項の規定にかかわらず、その額を改正後の法第二十二条第一項若しくは第三項の規定により算定した平均標準給与の月額又は第二条の規定による改正後の三十九年改正法附則第四条第五号の規定により算定した新法の平均標準給与の年額とみなす。

3 施行日前に給付事由が生じた一時金である給付（施行日以後に給付事由が生じた返還一時金及び死亡一時金で、施行日前に退職した組合員又は任意資格喪失事由に該当した任意継続組合員に係るもの（次項において「施行日前退職に係る返還一時金等」という。）を含む。）の額の算定の基礎となる平均標準給与の月額又は新法の平均標準給与の年額について、なお從前の例による。

4 第二項の規定は、当分の間、施行日以後に給付事由が生じた給付（施行日前退職に係る返還一時金等を除く。）の額の算定の基礎となる平均標準給与の月額又は新法の平均標準給与の年額について準用する。（退職年金等の額に関する経過措置）

第四条 改正後の法第三十六条第三項、第三十六条の二、第三十六条の三、第三十七条（第一項

条の二）、第三十六条の四まで、第三十九条の二から第三十九条の四まで、第三十九条の二から第六項まで、

第四十一条、第四十二条第四項から第八項まで、第四十四条第三項及び第四十六条から第四十六

条の四まで、第二条の規定による改正後の三十九年改正法附則第六条（第二項を除く。）、第七

条（第二項及び第三項を除く。）、第十三条第三項及び第四項、第十四条第一項、第十五条（第三項を除く。）並びに第十六条（第一項を除く。）

並びに第三条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第八十二号）。以下「四十一年改正法」という。）附則第三条の規定は、昭和四十八年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付についても、昭和四十九年十月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年十一月分以後適用する。

2 昭和四八年三月三十一日以前に給付事由が生じた給付については、政令で、前項の規定に準ずる措置を講ずるものとする。

3 改正後の法第三十七条の三第四項の規定は、昭和四八年四月一日以後昭和四十九年十月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年十一月分以後適用する。

（障害年金及び遺族年金と障害補償等との調整に関する経過措置）

第五条 改正後の法第四十三条第二項及び第四十九条の二の規定は、附則第一条第一号に掲げる日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、

なお從前の例による。（旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置）

第六条 第二条の規定による改正後の三十九年改正法附則第四条第十号の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお從前

（再退職する更新組合員に係る從前の退職年金の額の算定に関する経過措置）

第七条 第二条の規定による改正後の三十九年改正法附則第七条第六項の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付に係る從前の退職年金の額の算定について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付に係る從前の退職年金の額の算定については、なお從前の例による。

（農用地開発公団（仮称）の早期設立に関する請願（第一六三三号））

一、畜産危機突破に関する請願（第一六三七号）

（第一六六七号）（第一七〇八号）（第一七〇九号）（第一七一〇号）（第一七三一号）（第一七六八号）（第一八二二号）（第一八四九号）

一、農作物を荒らす有害鳥獸の捕獲に関する請願（第一六七七号）

一、畜産危機打開に関する請願（第一九一一号）

（第一九一三号）（第一九六二号）

一、畜産物価格の安定に関する請願（第一九七六七八号）

一、畜産危機打開に関する請願（第一九一二号）

（第一九一三号）（第一九六二号）

第九条 この附則に規定するものほか、この法律の給付に関する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

この附則に規定するものほか、この法律の給付に関する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

第一六二〇号 昭和四九年三月九日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願

請願者 大分市舞鶴町一ノ四ノ一五 衛藤

の請願

征士郎 義隆君

紹介議員 後藤

義隆君

有線放送電話が、公共的事業として、農山漁村において公共性を發揮し、生活・行政・経済の向上に寄与していることからがみ、その経営について、次の助成措置を講ぜられたい。
一、有線放送電話設備（以下設備といふ）の新設、改修についての補助を実現すること。
二、設備の新設、改修に際しての融資金利の大幅引き下げ、起債わくの拡大を図ること。

九三六号）（第一九三七号）（第一九三八号）
(第一九三九号) (第一九四〇号) (第一九四一
号) (第一九四二号) (第一九四三号) (第一
九四四号) (第一九四五号) (第一九四六号)
(第一九四七号) (第一九七〇号)

九三六号）（第一九三七号）（第一九三八号）
(第一九三九号) (第一九四〇号) (第一九四一
号) (第一九四二号) (第一九四三号) (第一
九四四号) (第一九四五号) (第一九四六号)
(第一九四七号) (第一九七〇号)

九三六号）（第一九三七号）（第一九三八号）
(第一九三九号) (第一九四〇号) (第一九四一
号) (第一九四二号) (第一九四三号) (第一
九四四号) (第一九四五号) (第一九四六号)
(第一九四七号) (第一九七〇号)

九三六号）（第一九三七号）（第一九三八号）
(第一九三九号) (第一九四〇号) (第一九四一
号) (第一九四二号) (第一九四三号) (第一
九四四号) (第一九四五号) (第一九四六号)
(第一九四七号) (第一九七〇号)

九三六号）（第一九三七号）（第一九三八号）
(第一九三九号) (第一九四〇号) (第一九四一
号) (第一九四二号) (第一九四三号) (第一
九四四号) (第一九四五号) (第一九四六号)
(第一九四七号) (第一九七〇号)

九三六号）（第一九三七号）（第一九三八号）
(第一九三九号) (第一九四〇号) (第一九四一
号) (第一九四二号) (第一九四三号) (第一
九四四号) (第一九四五号) (第一九四六号)
(第一九四七号) (第一九七〇号)

九三六号）（第一九三七号）（第一九三八号）
(第一九三九号) (第一九四〇号) (第一九四一
号) (第一九四二号) (第一九四三号) (第一
九四四号) (第一九四五号) (第一九四六号)
(第一九四七号) (第一九七〇号)

九三六号）（第一九三七号）（第一九三八号）
(第一九三九号) (第一九四〇号) (第一九四一
号) (第一九四二号) (第一九四三号) (第一
九四四号) (第一九四五号) (第一九四六号)
(第一九四七号) (第一九七〇号)

九三六号）（第一九三七号）（第一九三八号）
(第一九三九号) (第一九四〇号) (第一九四一
号) (第一九四二号) (第一九四三号) (第一
九四四号) (第一九四五号) (第一九四六号)
(第一九四七号) (第一九七〇号)

九三六号）（第一九三七号）（第一九三八号）
(第一九三九号) (第一九四〇号) (第一九四一
号) (第一九四二号) (第一九四三号) (第一
九四四号) (第一九四五号) (第一九四六号)
(第一九四七号) (第一九七〇号)

九三六号）（第一九三七号）（第一九三八号）
(第一九三九号) (第一九四〇号) (第一九四一
号) (第一九四二号) (第一九四三号) (第一
九四四号) (第一九四五号) (第一九四六号)
(第一九四七号) (第一九七〇号)

九三六号）（第一九三七号）（第一九三八号）
(第一九三九号) (第一九四〇号) (第一九四一
号) (第一九四二号) (第一九四三号) (第一
九四四号) (第一九四五号) (第一九四六号)
(第一九四七号) (第一九七〇号)

三、設備の維持、管理について要する経費に助成措置を講じ、特に山村過疎、辺地地域には大幅な適用を図ること。

理由

農山、漁村における有線放送電話は、地域住民の經濟・生活・文化の向上に大きな役割を果たしつつ発展し、加入者は約三百万戸に及び、今後その向上が期待されているが、有線放送電話施設についてはその設備の改修、運営について助成もなく、金利負担等をはじめ多くの経済的不利な条件を強いられ、その經營はますます困難さを増している。

第

第一七〇二号 昭和四十九年三月十二日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(七十二通)

請願者 福岡県豊前市大字八屋一、〇三二

ノ一農前市農業協同組合長 戸成

番外千名

紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一七〇二号 昭和四十九年三月十二日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(七十二通)

請願者 福岡県豊前市大字八屋一、〇三二

ノ一農前市農業協同組合長 戸成

番外千名

紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一七〇三号 昭和四十九年三月十二日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(二十一通)

請願者 北海道兩龍郡沼田町字北一条三三一

沼田町農業協同組合長 横山安太

番外三百三十七名

紹介議員 河口 陽一君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一七〇四号 昭和四十九年三月十二日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(十通)

請願者 盛田政義外百四十二名

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一七三〇号 昭和四十九年三月十二日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(二十八通)

請願者 栃木県河内郡南河内町大字下坪山

一〇四一倉持早苗外三百二名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一七〇六号 昭和四十九年三月十二日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願

請願者 熊本県飽託郡河内町河内町長 広

田辰男外千二百名

紹介議員 園田 清光君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一七〇七号 昭和四十九年三月十二日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(二通)

請願者 熊本県宇都市大字小野八、二六二

田辰男外千二百名

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一七八三号 昭和四九年三月十三日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(二通)

請願者 神奈川県津久井郡相模湖町若柳三

〇 鈴木重彦外二百八十九名

紹介議員 亀井 善彰君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一七八四号 昭和四九年三月十三日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(十通)

請願者 岡山県御津郡加茂川町長

石伊利雄外四百十一名

紹介議員 黒住 忠行君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一七八五号 昭和四九年三月十三日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(二十四名)

請願者 新潟県佐渡郡相川町大字高千七四

七 中山小三郎外九十四名

紹介議員 君 健男君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一七八九号 昭和四九年三月十三日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願

請願者 福井県敦賀市三島二ノ一ノ一

敦賀市農業協同組合長 高木孝一

外百十名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一七八六号 昭和四九年三月十三日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願

請願者 岐阜市今小町八岐阜県農村有線放

送連絡協議会内 高橋七郎外百四

十二名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一七八七号 昭和四九年三月十三日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願

請願者 長野県北佐久郡望月町大字協和五、

二二八、一望月町農事放送農業協

同組合長 五味協志外十名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一七八八号 昭和四九年三月十三日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(二十通)

請願者 大分県日田郡大山町 矢幡治美外

三百二十六名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一七八九号 昭和四九年三月十三日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願

請願者 久常君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

る請願(十通)

請願者 鹿児島県曾於郡輝北町下百引一七
一ノ二 暫元光代志外百六十二名

紹介議員 柴立 芳文君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一七九〇号 昭和四九年三月十三日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(三十六通)

請願者 新潟県糸魚川市大字水保七一小

紹介議員 塚田十一郎君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一七九四号 昭和四九年三月十三日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(三通)

請願者 新潟県刈羽郡小国町大字横沢二、一五、中村重信外九十九名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一八三七号 昭和四九年三月十三日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(三通)

請願者 青森県上北郡天間林村大字天間館字森ノ上二〇六ノ七天間林村有線放送農業協同組合長坪源次郎外

紹介議員 寺下 岩藏君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一九三四号 昭和四九年三月十四日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願

請願者 兵庫県城崎郡日高町宵田二三四ノ一高町農業協同組合長田中幸男外百六十五名

紹介議員 金井 元彦君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一八三五号 昭和四九年三月十三日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(十一通)

請願者 福井県坂井郡丸岡町寅国一五ノ五丸岡町有線放送電話共同施設協会内吉川善孝外百二十五名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一九三五号 昭和四九年三月十四日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願

請願者 長野県下高木郡木島平村大字往生九七三ノ一木島平村長湯本安正外百四十二名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一八三六号 昭和四九年三月十三日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願

請願者 原二一八石井町有線放送農業協同組合長高木甚五郎外十名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一八三八号 昭和四九年三月十三日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(四十三通)

請願者 愛知県豊橋市向草間町字北新切六〇豊橋市南部農業協同組合長浦川定外四百三十名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一九三六号 昭和四九年三月十四日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(二十二通)

請願者 德島県板野郡上板町七条字経塚四二上坂町農事放送農業協同組合長七条広文外二百三十六名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一九三七号 昭和四九年三月十四日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(二十通)

請願者 愛知県豊田市西町四ノ五豊田農業協同組合長正木金次郎外二百名

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一七九二号 昭和四九年三月十三日受理
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願
請願者 和歌山県伊都郡高野口町大字名古曾九二伊都農業協同組合内林全外三百八十名

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一七九三号 昭和四九年三月十三日受理
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願
請願者 山口県美禰郡秋芳町鹿嶋次郎外

第一八三六号 昭和四九年三月十三日受理
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願
請願者 高知県吾川郡春野町春野町長桑同組合長長谷川保外十名

第一九三三号 昭和四九年三月十四日受理
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願
請願者 山口県厚狭郡楠町船木船木農業協同組合長正木金次郎外二百名

紹介議員 柴田 栄君
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一九三八号 昭和四十九年三月十四日受理
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願

請願者 群馬県利根郡水上町大字小日向五

紹介議員 高橋 邦雄君
七三ノ七 木村宣司外九名

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一九三九号 昭和四十九年三月十四日受理
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願（二十通）

請願者 兵庫県豊岡市立野町二〇ノ二豊岡

市農業協同組合長 小国順吉外三

百十九名

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一九四〇号 昭和四十九年三月十四日受理
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願（八通）

請願者 京都府福知山市字篠尾小字沢一、

一八四福知山市農業協同組合長

大槻正信外七十四名

紹介議員 林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一九四一号 昭和四十九年三月十四日受理
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願

請願者 山口市大字名田島字東開作 岡野

紹介議員 二木・謙吾君
節子外九名

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一九四二号 昭和四十九年三月十四日受理
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願（十九通）

請願者 岩手県紫波郡紫波町日詰字東裏九

四ノ一紫波町有線放送電話農業協

同組合連合会長 館藤市英外百

八十八名

紹介議員 増田 盛君
戸機貢太郎外三百二十六名

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一九四三号 昭和四十九年三月十四日受理
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願（二通）

請願者 青森県南津軽郡平賀町大字館田字

前田一一古川富作外三十五名

紹介議員 山崎 龍男君
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一九四四号 昭和四十九年三月十四日受理
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願（二通）

請願者 松田定外十八名

紹介議員 山下 春江君
この請願は、第一六二〇号と同じである。

第一九四五号 昭和四十九年三月十四日受理
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願（十六通）

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県

議会議長 高橋清孝
この請願は、第一六二〇号と同じである。

第一九四六号 昭和四十九年三月十四日受理
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願（三十四通）

請願者 島根県大田市大田町大田大田市有

線放送農業協同組合連合会長 戸機貢太郎外三百二十六名

紹介議員 中村 英男君
戸機貢太郎外三百二十六名

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一九四七号 昭和四十九年三月十四日受理
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願（二通）

請願者 岐阜県大垣市星飯町一〇八赤坂有

線放送電話農業協同組合長 藤井 健一外二十九名

紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一九四八号 昭和四十九年三月十四日受理
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願（一通）

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県

議会議長 高橋清孝
この請願は、第一六二〇号と同じである。

制を確立するよう強く要望する。
理由

政府が、三十万ヘクタールもの農地を大幅に転用し、これに基づく農地転用を緩和する方針の旨が報道されているが、これは、食糧供給基地県を目指し努力している本県の実態と日本農業発展の見地から、まことに重大な問題で、わが國農業の再建に決定的な打撃を与えるものであり、断じて容認できない。

第一六三三号 昭和四十九年三月十一日受理
農地の大幅転用方針の撤回に関する請願（七通）

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県

議会議長 高橋清孝
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一六三二号 昭和四十九年三月十四日受理
農地の大幅転用方針の撤回に関する請願（一通）

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県

議会議長 高橋清孝
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一六三三号 昭和四十九年三月十一日受理
畜産危機突破に関する請願（七通）

請願者 群馬県吾妻町原町六ノ七吾妻町農

業協同組合長 高橋藤雄外七千八

八十名

紹介議員 丸茂 重貞君
国内畜産を維持発展させ、国民食糧資源を安定確保する上から國の責任において、次の事項の緊急即時実現を強く要請する。

政府は、農地の大幅転用方針を撤回し、速やかに国民食糧の安定確保のための農業再建対策と、これに基づく計画的な農地利用並びに開発保全の体

ため、二月、三月の全国の配合飼料値上がり三百三十九億円の特別補助金の交付、政府操作飼料の大量低廉元却などの措置を講すること。

二、牛内、豚肉等の輸入緊急抑制と売却調整を図ること。

三、再生産と所得を確保するよう加工原料乳保証価格キログラム当たり八十八円四十三銭・豚肉安定基準価格をキログラム当たり五百六十八円に引き上げること。

四、液卵公社の雑卵買上価格をキログラム当たり二百八十六円に引き上げるとともに買い上げ数量の拡大を図ること。

五、緊急特別融資措置の実施、制度資金の返済期限の延長措置を講すること。

一昨年来数回にわたる飼料原料価格の大幅値上がりにより配合飼料価格はこの一年間で約二倍に高騰し、その他の生産資材もかつてない値上がりをみるに至つており、反面畜産物価格は輸入圧迫・政府の低価格政策などによって低迷を続け今や本県畜産農家は経営維持も危ぶまれる窮状に追い込まれ、一刻の猶予もできない事態となつてゐる。

畜産危機突破に関する請願(十三通)

請願者 群馬県吾妻郡六合村大字小雨二四百八十六円に引き上げるとともに買い上げ数量の拡大を図ること。

理由

一昨年来数回にわたる飼料原料価格の大幅値上がりにより配合飼料価格はこの一年間で約二倍に高騰し、その他の生産資材もかつてない値上がりをみるに至つており、反面畜産物価格は輸入圧迫・政府の低価格政策などによって低迷を続け今や本県畜産農家は経営維持も危ぶまれる窮状に追い込まれ、一刻の猶予もできない事態となつてゐる。

畜産危機突破に関する請願(十二通)

請願者 群馬県吾妻郡六合村大字小雨二四百八十六円に引き上げるとともに買い上げ数量の拡大を図ること。

畜産危機突破に関する請願(十一通)

請願者 群馬県吾妻郡六合村大字小雨二四百八十六円に引き上げるとともに買い上げ数量の拡大を図ること。

畜産危機突破に関する請願(三通)

請願者 群馬県吾妻郡六合村大字小雨二四百八十六円に引き上げるとともに買い上げ数量の拡大を図ること。

畜産危機突破に関する請願(二通)

請願者 群馬県吾妻郡六合村大字小雨二四百八十六円に引き上げるとともに買い上げ数量の拡大を図ること。

畜産危機突破に関する請願(一通)

請願者 群馬県吾妻郡六合村大字小雨二四百八十六円に引き上げるとともに買い上げ数量の拡大を図ること。

畜産危機突破に関する請願(一通)

請願者 群馬県吾妻郡六合村大字小雨二四百八十六円に引き上げるとともに買い上げ数量の拡大を図ること。

畜産危機突破に関する請願(一通)

請願者 群馬県吾妻郡六合村大字小雨二四百八十六円に引き上げるとともに買い上げ数量の拡大を図ること。

紹介議員 佐田 一郎君

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第一七〇九号 昭和四十九年三月十二日受理

畜産危機突破に関する請願(十三通)

請願者 茂ヶ久保重光君
紹介議員 茂ヶ久保重光君

九六六村農業協同組合長 篠原恒
外七千七百九十九名

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第一七一〇号 昭和四十九年三月十二日受理

畜産危機突破に関する請願(十五通)

請願者 群馬県太田市龍舞二、一六四休泊
紹介議員 高橋 邦雄君

農業協同組合長 吉田清光外七千二百八十五名

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第一七一一号 昭和四十九年三月十二日受理

畜産危機突破に関する請願(十四通)

請願者 群馬県新田郡尾島町大字世良田
紹介議員 高橋 邦雄君

一、五一七世良田村農業協同組合
長 毛田誠外一万百三十八名

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第一七二二号 昭和四十九年三月十二日受理

畜産危機突破に関する請願(十四通)

請願者 群馬県吾妻郡高山村大字中山三、
三七八高山村農業協同組合長 割
田昌三外千七百十六名

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第一七二三号 昭和四十九年三月十二日受理

畜産危機突破に関する請願(十四通)

請願者 群馬県太田市龍舞二、一六四休泊
紹介議員 高橋 邦雄君

二、百八十五名

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第一七二四号 昭和四十九年三月十二日受理

畜産危機突破に関する請願(十四通)

請願者 群馬県吾妻郡高山村大字中山三、
三七八高山村農業協同組合長 割
田昌三外千七百十六名

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第一八二二号 昭和四十九年三月十三日受理

畜産危機突破に関する請願(二通)

請願者 外七千五百九十二名
紹介議員 茂ヶ久保重光君

五新治村農業協同組合長 林盛重

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第一八四九号 昭和四十九年三月十三日受理

畜産危機突破に関する請願(三通)

請願者 四二五月夜野町農業協同組合長
位藤本太外千五百九十三名

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第一八五〇号 昭和四九年三月十三日受理

畜産危機突破に関する請願(三通)

請願者 群馬県利根郡月夜野町大字月夜野
紹介議員 高橋 邦雄君

四二五月夜野町農業協同組合長
位藤本太外千五百九十三名

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第一六七七号 昭和四十九年三月十二日受理

畜産危機突破に関する請願(三通)

請願者 山形県東根市猪野沢三二七農作物
名

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第一六七八号 昭和四十九年三月十二日受理

畜産危機突破に関する請願(五通)

請願者 群馬県新田郡笠懸村等懸村農業協
同組合長 田村有一外二千五百八
十名

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第一七六八号 昭和四十九年三月十三日受理

畜産危機突破に関する請願(五通)

請願者 群馬県吾妻郡長野原町大字長野原
秋原登喜一外二百四十五名

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第一七〇八号 昭和四十九年三月十二日受理

畜産危機突破に関する請願(一通)

請願者 群馬県吾妻郡長野原町大字長野原
秋原登喜一外二百四十五名

六、ムクドリ・ウソ用のかすみ網を速やかに制定すること。

七、獣具の整備に補助金を支出すること。

八、保護区域における有害鳥獸の狩猟を許可すること。

一、有害鳥獸の駆除を図つて現行法ではあるが、実状は農産物を食い荒らすこれ等の鳥獸は野放しとなつており、そのため、有害鳥獸まで保護・愛護することなどは、農民無視につながり、農民は泣き寝入りの状態になつてゐる。

二、自然保護等の美名に隠れ、有害鳥獸まで保護・愛護することなどは、農民無視につながり、農民生活を苦しめ、その貧乏生活に拍車をかけるものである。

三、クマは、たき火・夜警・点燈又は爆音装置等にすぐなれてしまい、狩猟許可期間中は、丁度クマは冬眠中であるから、期間設定は無意味である。又、クマは、主として夜間に出没するので、夜間の狩猟を許可する必要がある。

四、スズメ・ムクドリ・ウソの集団攻撃による被害は、じん大であるから捕獲用のかすみ網を制定し、速やかにその使用を許可する必要がある。

五、スズメ・ムクドリ・ウソ用のかすみ網を速やかに制定すること。

六、ムクドリ・ウソ用のかすみ網を速やかに制定すること。

七、獣具の整備に補助金を支出すること。

八、保護区域における有害鳥獸の狩猟を許可すること。

一、有害鳥獸の駆除を図つて現行法ではあるが、実状は農産物を食い荒らすこれ等の鳥獸は野放しとなつており、そのため、有害鳥獸まで保護・愛護することなどは、農民無視につながり、農民生活を苦しめ、その貧乏生活に拍車をかけるものである。

二、自然保護等の美名に隠れ、有害鳥獸まで保護・愛護することなどは、農民無視につながり、農民生活を苦しめ、その貧乏生活に拍車をかけるものである。

三、クマは、たき火・夜警・点燈又は爆音装置等にすぐなれてしまい、狩猟許可期間中は、丁度クマは冬眠中であるから、期間設定は無意味である。又、クマは、主として夜間に出没するので、夜間の狩猟を許可する必要がある。

四、スズメ・ムクドリ・ウソの集団攻撃による被害は、じん大であるから捕獲用のかすみ網を制定し、速やかにその使用を許可する必要がある。

五、スズメ・ムクドリ・ウソ用のかすみ網を速やかに制定すること。

六、ムクドリ・ウソ用のかすみ網を速やかに制定すること。

七、獣具の整備に補助金を支出すること。

八、保護区域における有害鳥獸の狩猟を許可すること。

一、有害鳥獸の駆除を図つて現行法ではあるが、実状は農産物を食い荒らすこれ等の鳥獸は野放しとなつており、そのため、有害鳥獸まで保護・愛護することなどは、農民無視につながり、農民生活を苦しめ、その貧乏生活に拍車をかけるものである。

二、自然保護等の美名に隠れ、有害鳥獸まで保護・愛護することなどは、農民無視につながり、農民生活を苦しめ、その貧乏生活に拍車をかけるものである。

三、クマは、たき火・夜警・点燈又は爆音装置等にすぐなれてしまい、狩猟許可期間中は、丁度クマは冬眠中であるから、期間設定は無意味である。又、クマは、主として夜間に出没するので、夜間の狩猟を許可する必要がある。

四、スズメ・ムクドリ・ウソの集団攻撃による被害は、じん大であるから捕獲用のかすみ網を制定し、速やかにその使用を許可する必要がある。

五、スズメ・ムクドリ・ウソ用のかすみ網を速やかに制定すること。

六、ムクドリ・ウソ用のかすみ網を速やかに制定すること。

七、獣具の整備に補助金を支出すること。

一、有害鳥獸の駆除を図つて現行法ではあるが、実状は農産物を食い荒らすこれ等の鳥獸は野放しとなつており、そのため、有害鳥獸まで保護・愛護することなどは、農民無視につながり、農民生活を苦しめ、その貧乏生活に拍車をかけるものである。

二、自然保護等の美名に隠れ、有害鳥獸まで保護・愛護することなどは、農民無視につながり、農民生活を苦しめ、その貧乏生活に拍車をかけるものである。

三、クマは、たき火・夜警・点燈又は爆音装置等にすぐなれてしまい、狩猟許可期間中は、丁度クマは冬眠中であるから、期間設定は無意味である。又、クマは、主として夜間に出没するので、夜間の狩猟を許可する必要がある。

四、スズメ・ムクドリ・ウソの集団攻撃による被害は、じん大であるから捕獲用のかすみ網を制定し、速やかにその使用を許可する必要がある。

的に役立つ割合が低位で意義が薄い。

三、本法を必要とする場合でも、農協事業の一環として一元化すべきである。

四、三割以上の被害でなければ恩典にあずかれないため、それ以上の被害とした方が得であるといふ意欲的經營の阻害条件を含んでいい。

五、肥培管理、農業等の向上、発達による經營改善により、一定の冷害地等を除いた一般の地域での被害は、おむね一二割にとどまる状態である。

六、無論もどし金は、掛金との比率比重からして、全く論外の数字である。

七、検見は、出来秋の被害程度の肉眼鑑定等のみで、管理内容、消毒回数等の調査もなく、正確を期し得ない。

第一九一二号 昭和四十九年三月十四日受理

畜産危機打開に関する請願
請願者 奈良県橿原市東坊城町 竹村奈良
紹介議員 新谷寅三郎君
一外六百八十名

畜産經營は、配合飼料等生産資材価格の暴騰と畜産物価格の低迷により、崩壊の危機に直面しているので、この危機を突破し、安心して經營ができる政策を早急に確立するよう、次の事項を実現されたい。

一、飼料の値上がりによる生産者の負担を軽減する措置を緊急に講ずること。

二、鶏卵・鶏肉価格安定基金による補てん基準価格を飼料価格の動向に即して引き上げるとともに、羽価安定のため、液卵公社の買い上げ価格を引き上げ、買い上げ量わくの拡大を伴せて行うこと。

三、豚肉については飼料の値上がりが価格に吸収されるよう、畜産物価格安定法による安定基準価格の改定を行うこと。

四、牛肉、豚肉等の輸入の緊急抑止と在庫の売却調整をはかること。

五、飲用原料乳にも、不足払い制度を確立することを前提に、再生産と所得補償を旨とした取引価格形成が行われるよう指導すること。

六、飲用原料乳の加工原料乳保証価格は一キログラム当たり十八円十三銭以上とすること。なお、保証価格に生乳生産回復の特別加算を加えること。

七、豚肉安定基準価格は、一キログラム当たり平均五百二十四円（上物五百六十八円）以上とし、これに見合つて上位価格も決定すること。

八、液卵公社の鶏卵買上価格は、一キログラム当たり二百八十六円以上とするよう措置するとともに、買上数量拡大の予算措置を講ずること。

九、牛肉、ブロイラーを畜産物価格安定法の指定食肉とし、価格低落の場合、これを買入れるよう措置すること。

十、政府が決定する畜産物の政策価格は、著しい

畜産危機打開に関する請願（二通）
請願者 岡山県赤磐郡熊山町徳富二一七
和氣克成外四千七十二名

紹介議員 木村 陸男君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第一九六二号 昭和四十九年三月十四日受理

畜産危機打開に関する請願（五通）
請願者 山口県吉敷郡阿知須町七、四七〇
伊藤敏男外千十二名

紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第一九七六号 昭和四十九年三月十四日受理

畜産物価格の安定に関する請願（六通）
請願者 愛知県小牧市大字野口二、七一八
永井泰平外五百十五名

畜産物価格の安定のため、次の事項の実現を図られたい。

一、当面の緊急措置として、二、三月の配合飼料の値上がり額三百三十九億円を配合飼料安定基金の特別補てん金として交付すること。

二、畜産經營安定の特別無利融資、負債整理の再建資金の新設並びに制度資金の返済期限の延長措置を講ずること。

三、牛、肉、豚肉等の輸入の緊急抑止と在庫の売却調整を実施し、食肉価格の安定をはかること。

四、生産者団体による畜産物の需給調整が円滑に行われるよう措置するとともに、調整保管等に要する経費につき助成すること。

五、加工原料乳保証価格は一キログラム当たり八十八円十三銭以上とすること。なお、保証価格に生乳生産回復の特別加算を加えること。

六、飲用原料乳の加工原料乳保証価格は一キログラム当たり五百二十四円（上物五百六十八円）以上とし、これに見合つて上位価格も決定すること。

七、豚肉安定基準価格は、一キログラム当たり平均五百二十四円（上物五百六十八円）以上とするよう措置すること。

八、液卵公社の鶏卵買上価格は、一キログラム当たり二百八十六円以上とするよう措置するとともに、買上数量拡大の予算措置を講ずること。

九、牛肉、ブロイラーを畜産物価格安定法の指定食肉とし、価格低落の場合、これを買入れるよう措置すること。

十、政府が決定する畜産物の政策価格は、著しい

畜産危機の打開に関する請願
請願者 愛知県渥美郡田原町大字野田 河合秋時外七名
第一九七七号 昭和四十九年三月十四日受理

請願者 愛知県渥美郡田原町大字野田 河合秋時外七名

生産資材価格、労賃上昇の事態にかんがみ、四半期ごとに改定すること。

昭和四十九年四月八日印刷

昭和四十九年四月九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

W